

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 1	理念・目的及び教育目標
	理念・目的及び教育目標／教育目標の検証

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか（「大学院」第1条の2）。	I◎	A	A
1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適合しているか（「連携法」第1条）。	I◎	A	
1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	I○	A	
1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか（「学教法施規」第172条の2）。	I◎	A	
1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	I○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
1-1 理念・目的及び教育目標については、これらを「学則」第4条の2に定めており、法令を遵守している。また、いわゆる「3つの方針」を定めている点についても、高等教育機関の個性化及び特色化を図りつつ、「質の保証」を図るという観点から、適切である。 1-2 理念・目的及び教育目標について、「連携法」第1条は、この法律の目的として、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」ことを掲げている。これに対して本法科大学院では、法の動態への鋭い感覚を身に付け、現代の法的課題や様々なリーガル・ニーズに積極的に取り組む、人権感覚と市民感覚に溢れた法律家が求められているという認識の下、「市民のために働く法律家」の養成を「理念等」に掲げている。ここでいう「市民のために働く法律家」とは、「時代の要請に応えて、建学の精神に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての“いのち”を大切にし、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等の様々な壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家又はグローバルな視点をもって法的思考ができる法律家」である（「履修要項」p. i）。 このような法律家を養成するため、「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる知識、能力及び資質として、「責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力」を掲げている（「履修要項」p. 37）。 以上を総合すれば、本法科大学院の「理念等」は、「連携法」第1条に照らして法科大学院制度の目的に適合している。 1-3 学生に対する周知については、新入生を対象とする「履修ガイダンス」で「理念等」について周知しているほか、「学生手帳」p. 10及び「履修要項」p. 36に「理念等」を掲載し、毎年、一人ひとりに配付している。 教職員のうち、専任教職員については、「理念等」に対する理解を前提に、教育研究又はそれらに対する支援に携わっている。専任教員については、評価の視点1-5で後述する教授会での「理念等」の検証に携わっており、事務職員は、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わっているため、専任教員及び事務職員については、教授会及び各々

の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。

また、客員教授及び非常勤講師に対しては、「出講手帳」p.4に「理念等」を記載し、その周知を図っている。

1-4 理念・目的及び教育目標は、web ページ及び「パンフレット」p.2 等に掲載しており、社会一般に対して公開している。

1-5 教育目標の検証について、本法科大学院では、2013 年度から教育目標の検証を教授会で行っている。具体的には、年度当初の教授会で、研究科長が「理念等」を読み上げ、社会環境の変化等に照らして適切性に問題はないか等を審議している。

しかし、この方法は、評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証とはなっていない。この点は、前回評価においても指摘を受けている（【留意点】）。

本法科大学院の「理念等」は、「市民のために働く法律家」の養成であるため、その達成状況を検証するためには、「法律家」とされる職（法曹三者に加え、法学研究者、隣接士業及び企業・官公庁の法務専門職等を含む）に就いている修了生の人数を把握する必要がある。ただし、単に「法律家」とされる職に就くだけでは、「市民のために働く法律家」とはいえない。したがって、修了生の進路先だけではなく、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が職務にどの程度生かされているかについても把握する必要がある。

本法科大学院では、修了生の進路については、2012 年度から毎年 2 月に「修了生進路状況調査」を実施することにより把握している（評価の視点 2-46）。そのため、2013 年度実施分からは、進路先に加え、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が現在の職務にどの程度生かされているかを尋ねる設問を追加して実施した。

【改善すべき点の確認】 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

・教育目標の検証については、客観的な指標に基づいて実施されることに期待したい。（1-5）【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

1-5 客観的なデータに基づく教育目標の検証の実施については、改善方策として、2013 年度の「修了生進路状況調査」で得られたデータに分析を加え、その結果を 2014 年度の教授会で議論することとする。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
1-1	①「龍谷大学専門職大学院学則」2004 年 11 月 30 日設置認可 ②「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 < http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html > 最終アクセス：2014/02/22
1-2	①「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
1-3	①「2013 年度履修ガイダンス〔標準コース新入生〕」2013 年 4 月 1 日開催 ②「2013 年度履修ガイダンス〔既修コース新入生〕」2013 年 4 月 1 日開催 ③「2013 年度学生手帳」2013 年 3 月 (再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月 ④「2013 年度 龍谷大学出講手帳」2013 年 3 月
1-4	(再掲：1-1-②)「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 < http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html > 最終アクセス：2014/02/22 ①「2014 年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013 年 6 月
1-5	①「2013 年度第 1 回（179 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 4 月 10 日開催 ②「2013 年度 修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2014 年 2 月 19 日 教授会承認

Ⅱ. 評価結果

総評
現状説明および根拠資料から「理念・目的及び教育目標」は明確に設定され、目的に適っていると評価できる。また、構成員や社会一般に対する周知についても構成員別に様々な方法を駆使し、周知を図っていることは評価できる。 なお、前回評価で留意点に挙げられた「客観的なデータに基づく教育目標の検証」については、「修了生進路状況調査」の設問を追加することで教育目標の達成状況を把握しようとしている。改善に向け取り組む姿勢が確認でき、引き続き期待したい。 ただし、履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」は、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があると思われる。「龍谷大学法科大学院の理念と目的」の名称を変更するなど、両者を整理し、区別することが望まれる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・現状説明および根拠資料から「理念・目的及び教育目標」は明確に設定され、目的に適っていると評価できる。 ・構成員や社会一般に対する周知についても構成員別に様々な方法を駆使し、周知を図っていることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・「客観的なデータに基づく教育目標の検証」については、今後に期待する。【留意点】 ・履修要項巻頭に掲載している「龍谷大学法科大学院の理念と目的」と、履修要項巻末に掲載している「龍谷大学法科大学院『教育理念・目的』」は、名称は似ているが内容は異なっており、理念等の周知にあたって混乱を生じる可能性があると思われる。「龍谷大学法科大学院の理念と目的」の名称を変更するなど、両者を整理し、区別することが望まれる。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	教育課程の編成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	I◎	A	A
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。	I◎	A	
2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	
2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に進めるよう適切に配置されているか。	I○	A	
2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。※【留意事項】あり	I◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については以下のとおりである。 (1) 教育課程の法科大学院教育の目的への適合性 教育課程の編成方針については前回の評価時から変更はない。教育課程は「教育課程編成・実施の方針」に基づき編成されており、そこには、その目的として、「『市民のために働く法律家』として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得」が挙げられている（「履修要項」p.37）。これらの知識、能力及び資質は、「連携法」第2条が定める「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」に合致すると考えられることから、法科大学院教育の目的に適合しているといえる。 (2) 科目群の編成に係る法令への適合性 科目群編成に関しては前回の評価時から変更はなく、「履修要項」p.2に掲載しているとおり、「法律基本科目群」、「実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」及び「展開・先端科目群」の4科目群編成としている。 「法律基本科目群」は、「告示第53号」第5条第1項第1号に定める「法律基本科目」に該当する。「実務基礎科目群」は同項第2号に定める「法律実務基礎科目」に該当する。基礎法学・隣接科目群は同項第3号に定める「基礎法学・隣接科目」に該当する。「展開・先端科目群」は同項第4号に定める「展開・先端科目」に該当する。したがって、科

目群編成は法令に適合している。

(3) 開設科目のバランス

開設科目の科目群分類については、「履修細則」別表3に定めるとおりである。そのバランスについては、修了要件単位数（計24単位）の3倍を超える74単位相当（35科目）の選択科目（基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目）を開設していることから、問題はないものと認識している。

2013年度の変更点としては、展開・先端科目群に「特別講義」（6単位を上限に単位認定）を新設した点が挙げられる。この科目は、現代的な法的課題や司法試験選択科目についての発展的な学修ニーズに対応するための科目である。ただし、科目新設の決定時期と次年度時間割の編成時期との関係上、当該科目の実際の開講は2014年度からとする予定である。

(4) 科目内容と科目群との相応性

開設科目の内容については、「シラバス」に記載しているとおりである。その内容から判断すれば、科目内容と科目群との相応性については、ほとんどの科目で問題はないといえる。

なお、前回の評価結果の「留意点」の第1項目に挙げられた「法務演習」については、2014年度入学生から当該科目を廃止することを2013年度に決定済みである。

(5) 「基本的素養の水準」との適合性

「基本的素養の水準」については、2011年度から「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定を進めることで対応している。このモデルは、中教審・法科大学院特別委員会が2009年4月に行った共通的な到達目標の設定に係る提言（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.10）を受けて、「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が2010年9月に取りまとめた「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて策定されたものである。すなわち、「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づくより高度な目標を掲げようとしたものであり、その内容は「基本的素養の水準」に適合している。

当該モデルは4つの階層から構成され、そのうち、階層1ないし3については2012年度までに完成済みである。したがって、2012年度以降入学生を対象とする現行の教育課程にはこれらが反映されている。しかし、階層4については、カリキュラム改革には間に合わず、前回の評価結果では、「留意点」の第2項目として、「速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させられることが望まれる」との指摘を受けた。しかし、教務委員会とFD委員会が連携して階層4に係る検討を継続した結果、2013年9月にはすべての階層が完成した。

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設状況については前回の評価時から変更はない。

「教育課程編成・実施の方針」では、固有の教育目標である「市民のために働く法律家」の養成を達成するため、責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得を目的に教育課程を編成することを掲げている（「履修要項」p.37）。各科目は、この方針の下で開設されており、その中でも、「刑事弁護実務」、「法務研修」、「矯正・保護実務論」及び「宗教と法」等については、固有の教育目標との関連が特に密接な科目として挙げられる。したがって、「連携法」第2条第1項に照らして適切に対応しているものと認識している。

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮については前回の評価時から変更はない。

総修了要件単位数（102単位）に対する科目群別の修了要件単位数は、「履修細則」別表2に定めるとおり、法律基本科目群が64単位、実務基礎科目群が14単位、基礎法学・隣接科目群が6単位、展開・先端科目群が18単位である。

法律基本科目群の比率（62.7%）については、「法科大学院基準」の「およその基準（60%）」を2.7ポイント超えているが、「留意事項」で定める上限（70%）には達していない。この比率超過は、2012年度以降入学生を対象とするカリキュラム改革の際に、1年次配当の法律基本科目を6単位増加させたことによって生じたものである。この措置は、2012年4月の中教審・法科大学院特別委員会による提言（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.13）への対応によるものであり、法律基本科目の過度の重視には当たらない。他方で、実務基礎科目（13.7%）については「留意事項」の下限（少なくともおよそ10%）を下回ってはならず、適切な比率を確保している。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目（計23.5%）については、「法科大学院基準」では明示的な基準が示されていないものの、前回の評価でも特に問題とはされていないことから適切であるものと認識している。したがって、各科目群の比率は「告示第53号」第5条第2項に照らして問題はない。

2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、以下のとおりである。

(1) 授業科目の適切な分類

授業科目の分類については、前回の評価時から変更はなく、「履修要項」p. 2に記載しているとおり、「必修科目」、「選択科目」及び「随意科目」の3種類としている。この分類方法については、選択必修科目を設けておらず、随意科目を設けている点で、「法科大学院基準」に示されている分類方法とはやや異なる。しかし、この分類方法は、本法科大学院の創設時から一貫して採用している方法であり、前回の評価や2009年度の法科大学院認証評価でも問題とはされていないことから、問題はないものと認識している。

(2) 授業科目の系統的・段階的な配置

授業科目の配置については、「教育課程編成・実施の方針」で系統的・段階的な科目配置を掲げており（「履修要項」p. 37）、この方針に基づく科目配置を行っている。具体的には、各年次に設定された年間登録制限単位数の範囲内で、各年次の配当科目を履修すれば、おのずと系統的・段階的な学修となるようにしている。すなわち、低年次では法理論に関する科目を履修した上で、高年次にかけて実務に関する科目を履修することにより、「理論と実務の架橋」が図られるよう、各科目を配置している。また、3年次では多様な選択科目の履修にも配慮している。

科目配置に関する2013年度の変更点は以下の通りである。法律基本科目群では、学生の学修量のバランスに配慮し、「民法Ⅲ」を1年次の第1学期から第2学期に繰り下げた。展開・先端科目群では、司法試験選択科目を早期に決定できるよう、一部科目の配置を見直した。すなわち、3年次配当の労働法については2年次に繰り上げ、「労働法Ⅰ」を第1学期に、「労働法Ⅱ」を第2学期に配置した。倒産法についても履修時期を繰り上げ、「倒産法Ⅰ」を3年次の第1学期から2年次の第2学期に、「倒産法Ⅱ」を3年次の第2学期から第1学期に変更した。「経済法」についても、3年次の第2学期から2年次の第2学期に繰り上げた。

これらの変更は、より系統的・段階的な科目配置を実現するための見直しであるといえることから、問題はないものと認識している。

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重については以下のとおりである。

適切な授業内容を担保するための取り組みとしては、「論述指導等に関するガイドライン」を定めていることが挙げられる。このガイドラインでは、「受験指導」の定義を明確にするとともに、「受験指導」の具体例を挙げてかかる指導は行わないことを明文化している。ただし、前回の評価結果では、「留意点」の第3項目として、「『論述指導ガイドライン』について、新任教員や兼任・兼任教員への周知が十分できていない点は改善が必要である」との指摘を受けた。また、同第4項目として、「実際の論述指導がガイドラインからの逸脱していないか、検証することが望まれる」との指摘も受けた。

そのうち、「論述指導等に関するガイドライン」の周知については、2014年度版のシラバス作成時から「シラバス作成の手引」（pp. 9-10）に当該ガイドラインを掲載することで改善した。授業内容の把握・検証については、「教員相互による授業参観」を通じて実施している。参観者が記入する「授業参観シート」には、「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設けており、「FD全体会」での討議を通じて授業内容の適切性を検証している。このような一連の取り組みを通じ、過度な司法試験受験対策が行われていないことについても確認がなされている。

【改善すべき点の確認】前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

【前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項】

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性

【自ら掲げた改善すべき事項】

- ・ 「法務演習」については、「改善報告書検討結果」で大学基準協会から受けた指摘についての検討が必要である。
- ・ 「龍谷版到達目標」は階層4を検討中である。速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させる必要がある。

【評価結果で改善すべき点とされた事項】

- ・ 「法務演習」について、大学基準協会から受けた指摘について検討が望まれる。【留意点】
- ・ 「龍谷版到達目標」について、検討中である階層4についても速やかに完成させ、その内容を各科目に反映させられることが望まれる。【留意点】

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重

【自ら掲げた改善すべき事項】

- ・「論述指導ガイドライン」の制定後は特別な周知をしていないことから、新任教員にも確実に周知する必要がある。
- ・兼担・兼任教員へは「論述指導ガイドライン」の組織的な周知を行っていないことから、丁寧な説明が必要である。
- ・「論述指導ガイドライン」からの逸脱が生じていないか、検証する必要がある。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・「論述指導ガイドライン」について、新任教員や兼担・兼任教員への周知が十分できていない点は改善が必要である。

【留意点】

- ・実際の論述指導がガイドラインからの逸脱していないか、検証することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定及び「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成については特色ある取り組みとして挙げられるが、その効果については、評価の視点2-15で後述する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性

- ・科目内容と科目群との相応性については、2014年度入学生から「法務演習」を廃止することを決定済みであり、これを着実に実行する。
- ・「基本的素養の水準」との適合性については、2014年度から「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させる必要があり、そのために必要な取り組みを行う。

※ シラバスの作成を通じた具体的な取り組みについては、評価の視点2-26で後述する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-1	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定
	②「法科大学院 2013（平成 25）年度学則変更の趣旨」2013 年 1 月 9 日 教授会承認
	③「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月
	④「龍谷版共通の到達目標モデル」2013 年 11 月
	⑤中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009 年 4 月
	⑥法科大学院コア・カリキュラムの調査研究グループ「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」2010 年 9 月
2-2	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	（再掲：2-1-③）「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月
2-3	（再掲：2-1-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定
	（再掲：2-1-⑤）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009 年 4 月
2-4	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
2-5	①「論述指導等に関するガイドライン」2009 年 10 月 14 日 教授会承認
	②「2014 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014 年 1 月

II. 評価結果

総評

法令に定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については、現状説明から開設授業科目が目的に即して構成されていると評価できる。また、目標達成のための授業科目の開設状況についても「教育課程編成・実施の方針」の下で科目を開設していることから適切であると評価できる。

なお、前回留意点としてあげられた項目についても改善されている。今後は授業内容の把握・検証結果についても報告願いたい。 また、「龍谷版共通的到達目標モデル」のすべての階層を完成させ、その内容の反映に取り組んでいることは評価でき、今後に期待する。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》 ・法令に定める授業科目の開設状況とその内容の適切性については、現状説明から開設授業科目が目的に即して構成されていると評価できる。 ・目標達成のための授業科目の開設状況については「教育課程編成・実施の方針」の下で科目を開設していることから適切であると評価できる。 ・「龍谷版共通的到達目標モデル」のすべての階層を完成させ、その内容の反映に取り組んでいることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価） 2-1 【問題点】 1) 「法務演習Ⅰ」および「法務演習Ⅱ」を現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置づけるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など）に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある（評価の視点2-1）。 → 貴法科大学院は、「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を「理論と実務を架橋する」法科大学院教育の＜潤滑油的存在＞として位置付け、4つのジャンルを統合する上位概念を明確化し、同科目を実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群へ移動させるなど、改善への取組みがなされたことが認められる。 しかし、その結果、全学年を対象に新たに「法務演習Ⅲ」及び「法務演習Ⅳ」が設置され、「ホームルーム的性質」を有する科目として変容を遂げており、上記のような上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている。 ただし、いずれにしても、同科目が随意科目であるという性格に鑑みれば、特に問題とすべき点はないものと判断される。 （大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月） 2) 基礎法学・隣接科目群に分類されている「家族と法」については、基礎法学・隣接科目として実施内容が適切であるか検討の必要がある（評価の視点2-1）。 → 「家族と法」は、2010年度入学生から廃止されることとなり、これに伴って、科目内容と分類に係る問題も解消していることから、改善が適切になされているものと判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）。 2-3 【勧告】 1) 「講義と演習の一体化」という構想のもと、1単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目については、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される。今後も1単位科目として維持するのであれば、2009（平成21）年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい（評価の視点2-3、2-16）。 → 2012年度入学生からはカリキュラムを全面的に改訂して一単位の法律基本科目群の演習科目をすべて廃止したことが認められ、概ね適切に改善がなされたものと判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）。
--

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	単位及び授業期間の設定／法理論教育と法実務教育の架橋／法律実務基礎科目／法情報調査及び法文書作成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか（「大学」第21条）。	I◎	A	A
2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか（「大学」第22条）。	I◎	A	
2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか（「大学」第23条）。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	I○	A	A
2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第5条第1項第2号）。	I◎	A	A
2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-6 各授業科目の単位数の設定については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「履修要項」p.2に掲げるとおり、1単位につき45時間の学修量を基準とし、授業と自主学修の時間配分については授業の方法に応じて定めている。したがって、「大学」第21条第2項の規定に照らして適切である。

2-7 1年間の授業期間については、学年暦で定めている。2013年度学年暦の検討では、①15回以上の授業回数確保、②土曜日を除いて2日間以上の集中補講日の確保、③日曜日を除いて9日間以上の定期試験期間の確保、を「基本方針」に掲げた。その結果、授業期間については、第1学期には17週と4日間を確保し、第2学期にも年末年始の冬期休暇を除いて17週と2日間を確保した（「履修要項」p.vii）。したがって、年間ではおおむね35週にわたる授業期間を確保しており、「大学」第22条に照らして適切である。

2-8 授業科目の実施期間については、評価の視点2-7で既述のとおり、2013年度学年暦の検討の際には、15回以上の授業回数確保を「基本方針」に掲げ、15週を単位に設定した。したがって、「大学」第23条に照らして適切である。

集中講義科目に関する「法科大学院基準」の留意事項への対応については、以下のとおりである。「ITと法」では、1ヶ月間隔で3コマないし4コマずつ開講することにより、通常の授業と同等の学修時間を確保した。「経済法」では、第9回と第10回の間に5日間の間隔を空けることで学修時間を確保した。「司法医学」では、集中講義形態を採用しているが、

第2学期授業期間全体にわたって、おおむね隔週の頻度で計15コマ開講しており、通常の授業と同等の学修時間を確保した。「刑事弁護実務」及び「法務研修」は、模擬裁判やエクスターンシップを中心とする科目であり、集中講義とするに当たっての教育上特別の必要性を確認済みである。したがって、いずれの科目も学修量の確保に問題はない。 2-9 法理論教育と法実務教育の架橋については、前回の評価時から変更はない。すなわち、教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている（「履修要項」p. 37）。授業内容については、「法務研修」及び「刑事実務総合演習」等の科目で実務家教員と研究者教員の協働による理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし（「履修細則」別表3）、全学生にエクスターンを経験させている。 しかがって、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。 2-10 法律実務基礎科目については前回の評価時から変更はない。すなわち、法曹倫理に関する科目としては「法曹倫理」を開講している。民事訴訟実務に関する科目としては「民事実務総合演習Ⅰ」（2011年度以前入学生については「要件事実論」。以下、同じ。）及び「民事実務総合演習Ⅱ」（2011年度以前入学生については「民事実務総合演習」。以下、同じ。）を開講している。刑事訴訟実務に関する科目としては「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」を開講している。また、これらはいずれも必修科目である（「履修細則」別表3）。したがって、「告示第53号」第5条第1項第2号に照らして適切に対応している。 2-11 法情報調査及び法文書作成前回の評価時から変更はない。すなわち、法情報調査については「法情報演習」及び「リサーチ・情報処理演習」（各2単位）でこれを扱っている。また、「法情報演習」についてはローライブラリアンを配置し、学習効果を高める取り組みについても行っている。 法文書作成については、これに特化した科目は開設していないものの、必修科目の「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」で扱っている。 以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。 [改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 2-11 法情報調査及び法文書作成 法情報調査について、2科目（計4単位）を開設し、ロー・ライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点については長所であると自負しており、今後もこれを維持する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-6	（再掲：1-2-①）「2013年度履修要項」2013年3月
2-7	（再掲：1-2-①）「2013年度履修要項」2013年3月
	①「2013（平成25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012年9月26日 教授会承認
2-8	（再掲：1-2-①）「2013年度履修要項」2013年3月
	（再掲：2-7-①）「2013（平成25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012年9月26日 教授会承認
	①「2013年度 龍谷大学法科大学院授業科目時間割表」2013年3月16日現在
	（再掲：2-1-③）「2013年度版シラバス」2014年3月
2-9	（再掲：2-1-①）「2013年度履修要項」2013年3月
	（再掲：2-1-③）「2013年度版シラバス」2014年3月

	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-10	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-11	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月

II. 評価結果

総評
評価項目単位で、「大学設置基準」や「法科大学院基準」などに照らし、適切に実行していると判断できる。また効果が上がっている点とその伸長方策に掲げ、長所と自負している「法情報調査2科目開設、ロー・ライブラリアンを配置し充実に努めている」については、今後も更なる充実に努めて頂きたい。 また、集中講義科目についても、授業の間隔をあける等の措置を行い、通常授業と同等の学修量確保に努めている。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・法情報調査について、2科目（計4単位）を開設し、ロー・ライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(1)	教育課程等
	実習科目／実習科目における守秘義務等／特色ある 取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	I ○	A	A
2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	I ○	A	
2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。 ※【留意事項】あり	I ◎	A	A
2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設については、前回の評価時から変更はない。すなわち、模擬裁判及びローヤリングについては、「民事実務総合演習Ⅱ」（2011 年度以前入学生は「民事実務総合演習」）、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」で実施している。エクスターンシップについては「法務研修」で扱っている。 2-13 臨床実務教育の内容の適切性及び責任体制については以下のとおりである。 (1) 実施内容 「法務研修」は、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから構成しており、多様な法的課題に対応できる法曹の養成に資する効果を見込んでいる。 エクスターンを行う「実習先」については、プロジェクトの目的・内容に応じた法律事務所又は企業法務部を選定し、入学定員（25人）を上回る28か所の「実習受入先」を確保している。スケジュールについては、事前準備及び事後フォローアップの実施を配慮して設定し、それを「法務研修ガイド」に明示している。学修量については、60時間の授業時間（実習時間）を確保している。成績評価については、配分比率を明示し、「法務総合プロジェクト運営会議」が、客観性の確保に配慮した調整を行っている。 毎年度の実施内容及び成果については、次年度に報告書に取りまとめ、公表している。

(2) 責任体制

科目全体の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成しており、①実習先の決定等の重要事項、②合同事前・事後演習等の各プロジェクトに共通する事項、等を審議・決定している。また、単一科目としての科目内容の統一性及び成績評価の公平性を維持できるよう、プロジェクト間での調整についても行っている。

各プロジェクトの運営に責任を負うのは専任教員を中心とするプロジェクト担当教員である。プロジェクト担当教員は、プロジェクト別の事前・事後演習のコーディネート、実習先との連絡・調整及びエクスターン期間中の巡回指導等を担当している。

エクスターンでの指導に責任を負うのは実習担当者であり、実習担当者については客員教授又は非常勤講師に委嘱することにより、その教育責任を明確にしている。

2-14 実習科目での守秘義務等の取扱いについては前回の評価時から変更はない。すなわち、エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、「専門職大学院学則」第46条及び「学生懲戒規程」に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印の上で提出する（「法務研修ガイド」p.28）。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（「法務研修ガイド」pp.29-30）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」p.15に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している。また、2年次第1学期開講の必修科目である「法曹倫理」（「シラバス」p.41）でも取り上げている。

なお、リーガル・クリニックについては実施していない。

2-15 教育課程に関する特色ある取り組みとしては、以下の二点が挙げられる。

(1) 「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定

第一の取り組みとしては、到達目標を意識した教育を行うため、独自の「龍谷版共通の到達目標モデル」の策定に取り組んでいる点が挙げられる。この取り組みについては、2011年度から行っており、当該モデルを構成する4つの階層のうち、階層1ないし階層3は、2012年度末までに完成している。2013年11月には、2,300項目を超える「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」の全項目を精査した階層4が完成し、2014年度からはこれに基づく授業を実施する予定である。

(2) 「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成

第二の取り組みとしては、実務基礎科目「法務研修」を必修科目とすることにより、「理論と実務を架橋」する教育課程を編成している点が挙げられる。「法務研修」の各プロジェクトは、法律基本科目や、実務基礎科目に加え、基礎法学・隣接科目や、展開・先端科目とも有機的な連携を構築している。

具体的には、民事系プロジェクトは、展開・先端科目群の「消費者法」（「シラバス」p.59）、「民事執行・保全法」（同p.60）、「倒産法Ⅰ」（同p.74）及び「倒産法Ⅱ」（同p.75）との関連がある。刑事系プロジェクトについては、基礎法学・隣接科目群の「犯罪学」（同p.53）並びに展開・先端科目群の「刑事政策」（同p.57）、「少年法」（同p.61）及び「矯正・保護実務論」（p.62）との関連がある。企業法務プロジェクトについては、展開・先端科目群の「ITと法」（同p.77）及び「知的財産法」（同p.78）などとの関連がある。公益活動プロジェクトについては、展開・先端科目群の「社会保障法」（同p.58）、「労働法Ⅰ」（同p.66）及び「労働法Ⅱ」（同p.67）などとの関連がある。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

〔前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項〕

2-15 特色ある取り組み

〔自ら掲げた改善すべき事項〕

- ・ 「龍谷版到達目標」を2013年度中に完成させ、これを2014年度から授業に反映させられるよう努力する。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・ 「龍谷版到達目標」における階層4を2013年度中に完成させ、2014年度から授業に反映することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
2-15 特色ある取り組み ・ 2年以上の歳月をかけて2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した独自の到達目標を策定し、それに基づく教育課程を編成しようとしている点は、本法科大学院ならではの取り組みであり、効果が期待される。2014年度からは、「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」を授業内容に反映させ、特色の具現化を図る。 ・ 「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている点についても、本法科大学院ならではの取り組みであり、成果が上がっていると認識している。今後は、このようなカリキュラムの維持・充実を図る。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-12	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-13	①「2013年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013年9月
	②「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月
	③「第7期（2012-13年）法務研修報告集」2013年10月
2-14	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	①「学生懲戒規程」2007年3月27日制定
	(再掲：2-13-①)「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月
	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月
2-15	(再掲：2-1-④)「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月
	(再掲：2-1-③)「2013年度版シラバス」2014年3月

II. 評価結果

総評
法律実務基礎科目として「民事実務総合演習Ⅱ」や「法務研修（エクスターンシップ）」を開設していること、臨床実務教育にふさわしい内容、かつ、明確な責任体制は、履修要項・シラバスから確認でき、適切に実行していると言える。 また、特色ある取り組みについて記載している「龍谷版共通の到達目標モデル(階層4)」や「法務研修」を基軸とし「理論と実務の架橋」を図っている点は評価できるが、今後の充実に向け、その成果や達成度を計る客観的指標を整備されたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・ 2014年度から実施している「龍谷版共通の到達目標モデル（階層4）」の更なる充実に期待する。 ・ 特色ある取り組みとして成果が上がっている「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている取り組みの更なる充実に期待する。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・ 特色ある取り組みについては、今後の充実に向け、その成果や達成度を測る客観的指標を整備されたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	課程修了の要件／履修科目登録の上限／他の大学院において修得した単位等の認定／入学前に修得した単位等の認定

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。※【留意事項】あり	I ◎	B	B
2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。※【留意事項】あり	I ◎	A	A
2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。	I ◎	A	A
2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。	I ◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-16 課程修了の要件については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「専門職大学院学則」第13条及び別表並びに「履修細則」第3条第4項、別表2及び別表2の2に定めるとおり、①在学期間3年以上、②所定の区分にしたがった102単位以上の修得、③必修科目 GPA1.60以上を要件としている。

そのうち、在学期間に関する要件は、「専門職」第23条の規定に合致している。修了要件単位数（102単位）に関する要件は、「専門職」第23条が定める下限（93単位）を上回り、かつ、「法科大学院基準」が定める「特に留意すべき水準（106単位以上）」を下回っている。修了認定でのGPAの活用については、中教審・法科大学院特別委員会が2009年4月に公表した報告書で提言しており（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」p.19）、本法科大学院の取り組みはこれに即している。したがって、修了要件の設定に法令上及び中教審での議論に照らして問

題はないものと認識している。

ただし、修了要件単位数について、大学基準協会からは、「学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる」（「改善報告書検討結果」p. 20）との指摘を受けている。そのため、2012年度からは、毎年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」の結果を分析することにより、この指摘に応えている。このアンケートでは、法科大学院で求められる学修量について、「評価5：多すぎる」から「評価1：少なすぎる」までの5段階で学生の評価を調査している。したがって、集計結果を分析することで履修上の負担感を検証できるものと考えている。2013年度の調査結果では、全学生の全分野での平均値は3.69となり、前年度の平均値（3.18）と比較すれば、やや上昇したものの、依然として「適当」を表す「評価3」の近傍に位置している。したがって、負担が過重とはいえないものと認識している。

2-17 履修科目登録の上限については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「履修細則」第7条第1項に定めるとおり、1年次では42単位、2年次では36単位、3年次では44単位に設定している。

前回の評価結果では、「履修科目登録の上限が36単位を越えていることに対し、その適切性を検証して頂きたい」との指摘を受けた。この指摘に対する検証結果は以下のとおりである。

履修登録の上限に関する法令上の根拠は「告示53号」第7条である。それによれば、履修科目の年間登録上限については、「36単位を標準として定める」とされているため、36単位を越えて設定していたとしても、直ちに法令に違反しているとはいえない。したがって、本法科大学院の設定が標準的な設定の範囲内かどうか問題となる。

この点に関して「法科大学院基準」は、1年次では36単位に加えて法律基本科目に当たる科目6単位の総計42単位まで、3年次では44単位までの設定を認めており、本法科大学院の設定はこの範囲内にある。「法科大学院基準」の規定は、「告示第53号」第7条の解釈指針であるといえることから、問題はないものと認識している。

2-18 他の大学院で修得した単位等の認定について、「専門職大学院学則」第8条第1項は、「教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる」ことを定めており、「本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準ずる」こととしている。また、同条第2項は、これらの規定に基づき修得した単位について、「本学当該専門職大学院において修得したものととして認定することができる」ことを定めている。

他方、外国の大学院で修得した単位の認定について、「専門職大学院学則」第9条は、「外国の大学院で学修すること（日本国内における通信教育を含む）を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる」ことを定めている。

このようにして、国内外の他大学院で修得した科目の認定単位数について「専門職大学院学則」第11条第2項は、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を超えないこととすることを定めている。これらの取扱い、は「専門職」第21条に照らして適切である。

教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、「履修細則」第8条で、対象となる大学院の種別、事前の手続、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定することによって担保している。ただし、本法科大学院が他法科大学院との間で大学間協議に基づく協定等を締結した実績はなく、他法科大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績もない。

なお、他法科大学院で履修可能な単位数の上限については、年次にかかわらず、通常の履修登録と合わせて1年間に36単位としている（「履修細則」第8条）。しかし、通常の年間登録上限は、1年次では42単位であり、3年次では44単位となっている（同第6条第1項）。1年次及び3年次では規定間の不整合が生じている。これは、2012年度に年間登録上限を変更した際に、併せて他法科大学院履修の上限を変更していなかったためである。この不整合への対応としては、2013年度に「履修細則」第8条の改正を承認済みであり、2014年度からの施行により、問題点は解消する予定である。

2-19 入学前に修得した単位等の認定については、「専門職大学院学則」第10条第1項の規定により、「本学又は他大学の大学院各研究科を修了又は退学し、本学専門職大学院に入学した者について教育上有益と認めるときは、既に当該の大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学当該専門職大学院において修得したものととして認定することができる」こととなっている。また、この取扱いによる認定単位数については、同第11条第2項の規定により、他大学院での履修科目、留学による修得科目法学既修者認定科目と併せて30単位を超えないこととなっている。これらの取扱いは「専門職」第22条の規定に照らして適切である。

なお、2013年度には、入学前に修得した単位についての認定申請はなく、単位認定の実績はない。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（〔改善勧告〕〔努力課題〕〔留意点〕）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
2-16 課程修了の要件 〔自ら掲げた改善すべき事項〕 ・ 修了要件単位数については「専門職」第23条の下限を超えており、かつ、「法科大学院基準」が定める「留意すべき水準」には達していないことから適切である。このことは学生に対するアンケート結果からも裏付けられている。ただし、「12カリキュラム」は導入から日が浅いことから、課程修了要件の適切性と履修上の負担への配慮について、継続して検証する必要がある。 〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 ・ 修了要件単位数が102単位と些か多い設定となっていることから、履修上の負担が過重にならないよう、課程修了要件の適切性と履修上の負担への配慮について、継続して検証することが望まれる。【留意点】 2-17 履修科目登録の上限 〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 ・ 履修科目登録の上限が36単位を越えていることに対し、その適切性を検証して頂きたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
2-16 課程修了の要件 ・ 学生の履修上の負担に係る検証については、必要に応じて検証結果をカリキュラム改革にフィードバックさせることを前提に実施しているが、学生募集の停止により、今後、新入生を対象とするカリキュラム改革を行うことはありえなくなった。既存学生に対しては、入学時のカリキュラムを修了まで適用することが原則であり、入学時に遡って修了要件を変更することもほぼありえない。また、2014年度の入学者数は計4人（未修者、既修者各2人）に留まったことから、アンケート集計の平均値を分析するという検証方法の有効性にも疑問の余地が生じている。さらに、過去2年間の検証結果に問題がみられないことをも勘案すれば、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要がある。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-16	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	（再掲：2-1-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
	（再掲：2-1-⑤）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
	①大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月
	②「2013年度『カリキュラム改革に関する調査』集計結果（2012年度以降入学生対象）」2014年5月14日 教授会報告
	③「2012年度『カリキュラム改革に関する調査』集計結果（2012年度入学生対象）」2013年4月1日 教授会報告
2-17	（再掲：2-1-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-18	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	（再掲：2-1-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
2-19	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可

Ⅱ. 評価結果

総評
認証評価で助言のあった修了要件単位数について、毎年年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」結果を分析し、学生の負担加重について検証していることは評価できる。 しかし、学生募集停止により、従前の方法では有効な検証ができず、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要があることは理解できる。在学するすべての学生が修了するまでの間は、これまでと同様の教学支援・学生指導体制を継続するということを常に念頭に置きつつ、その検討を進めていただきたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・認証評価で助言のあった修了要件単位数について毎年年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」結果を分析し、学生の負担加重について検証していることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・学生募集停止により、従前の方法では有効な検証ができず、検証の終了を視野に入れた検討を行う必要があることは理解できる。在学するすべての学生が修了するまでの間は、これまでと同様の教学支援・学生指導体制を継続するということを念頭に置きつつ、その検討を進めていただきたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）

2-16 【問題点】

- 1) 修了要件単位数が 100 単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる（評価の視点 2-11）。
→ 認証評価時において、修了要件単位数がやや多かった点（100 単位）に関しては、4 単位を減じる方向で検討がなされていたが、他方において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告（2009 年 4 月）へ対応するために、1 年次配当の法律基本科目の新設・単位数増加（6 単位増）を行った結果、最終的な修了要件単位数は、「100 単位－4 単位＋6 単位＝102 単位」となった。

上記の通り、指摘事項の改善に向けた取組みはなされているものと認められるものの、学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる。

（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月）

- 2) 修了認定基準ポイント制度については、履修細則に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる（評価の視点 2-11）。

→ 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」第 3 条に明文化して「1.6 以上」としたことが認められ、改善が適切になされていると判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月）。

【勧告】

- 3) 「講義と演習の一体化」という構想のもと、1 単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目については、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される。今後も 1 単位科目として維持するのであれば、2009（平成 21）年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい（評価の視点 2-3、2-16）。

※本項目は、評価の視点 2-3 にて対応等を記載している。

2-17 【勧告】

- 1) 各年次に履修登録できる単位数の上限設定について、夏期休暇中の集中講義、春期休暇中の法務研修を対象外としている点は適切でないため、各年次の履修登録単位数に含めるなどにより改善されたい（評価の視点 2-17）。

→ 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」を改正し、「法務研修」及び「サマーセッション（夏期集中講義）」の単位を年間登録制限単位数へ組み入れることとしたことが認められ、改善が適切になされているものと判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）。

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	在学期間の短縮／法学既修者の課程修了の要件／履修指導の体制／学習相談体制

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	I◎	A	A
2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	I◎	A	A
2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。※【留意事項】あり	I○	A	A
2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	I○	A	A
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。	II○	A	
2-25 正課外の学習支援（法科大学院以外の組織における活動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が参加するものを含む。）が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか※【留意事項】あり	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-20 在学期間の短縮については、前回の評価時から変更はない。すなわち、「専門職大学院学則」第13条第2項の規定に基づき、入学前の既修得単位を認定された者又は法務研究科における法学既修者には、1年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めている。このうち、入学前の既修得単位認定者への対応については、1年を超えない範囲と定めていることから、「専門職」第24条の規定に照らして適切である。ただし、評価の視点2-19で既述したとおり、入学前の既修得単位認定自体の実績がなく、在学期間の短縮を認めた実績はない。

法学既修者認定に伴う在学期間の短縮については、評価の視点2-21で後述する。

2-21 法学既修者の課程修了の要件については、前回の評価時から変更はなく、評価の視点2-16で既述した要件（在学期間3年以上、102単位以上修得、GPA1.60以上）を法学既修者にも適用している。

ただし、法学既修者については、「専門職大学院学則」第13条第2項の規定を踏まえた「履修細則」第9条の2の規定により、「入学時点において、既に法科大学院に1年間在学したものとみなし、入学初年度から2年次生として扱う」

ことを定めている。また、単位修得については、「専門職大学院学則」第10条第2項を踏まえ、「履修要項」p.3の表に掲げる1年次配当の法律基本科目の一部（計30単位）を一括認定している。これらの取扱いにより、2年間での修了を可能としている。このような取扱い、在学期間の短縮について1年を超えない範囲とし、単位認定についても30単位を超えない範囲としていることから、「専門職」第25条の規定に照らして適切である。

2-22 履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

(1) 入学予定者を対象とする履修指導

入学予定者を対象とする履修指導については、教務委員会が所管し、入試・広報委員会と連携して実施する体制を整備している。2014年度入試（2013年度実施）での実施内容については、以下のとおりである。

法学既修者及び法学未修者の両方に共通する取り組みとして、到達目標を意識した準備学習の早期開始を促すため、前期日程の入試合格者を対象とし、2013年9月16日に「合格者の集い」を企画し、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の説明及び「学習ナビゲーター2014」（科目別の学習方法及び参考文献についてアドバイスするために作成）の配付等を行う予定としていた。しかし、この企画は、台風接近のため中止となり、これに替えて10月12日に「入学手続者向け説明会」を開催した。そのため、「合格者の集い」で予定していた履修指導については、この説明会で実施した。また、入学前の法学未修者に対する履修指導としては、この説明会に加え、法律学を学ぶために必要となる基礎知識を修得させるための「リーガルリテラシー講習会」を開講した。中教審・法科大学院特別委員会の未修者教育充実WGは、「入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある」（「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」p.12）旨、提言しており、本法科大学院の取り組みは、これに即しているといえることから、適切な取り組みであると認識している。

なお、後期日程の入学試験では、入学手続者がいなかったため、入学予定者を対象とする履修指導は実施していない。

(2) 新入生を対象とする履修指導

新入生に対しては、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け、コース（標準・既修）別の「履修ガイダンス」を開催した。これに加えて標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、各科目の授業担当者を講師とする「未修者のための導入教育」を開講した。

(3) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催した。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応した。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設定した。

(4) 「法科大学院基準」が求める留意事項についての対応

「リーガルリテラシー講習会」及び「未修者のための導入教育」では、いずれでも入学後のカリキュラムの一部として実施すべき内容は扱っていない。

2-23 教員による学習相談体制及び学習支援内容については以下のとおりである。

(1) オフィスアワー

オフィスアワーについては専任教員全員が設けており、設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している。ただし、その利用状況については、年度当初の時点では把握しておらず、2013年12月実施分からは、全専任教員に対して課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求めることにより、改善を図っている。

(2) 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている。

また、この期間には、教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。2013年度には、第1学期終了時に11人の対象学生を、第2学期終了時に8人の対象学生を抽出し、個別指導を実施した。

(3) 学習相談員制度

学習相談員制度は「履修要項」p.15に記載しているとおり、「学生・修了生一人ひとりに対して、より綿密な相談対

応や学修支援を行っていくため」に導入している。学習相談員の役割を担うのは、すべての専任教員であり、制度の対象はすべての在学学生及び修了生である。実施内容については個別科目の指導及びその他の学習相談対応である。手続については制度の利用を希望する学生が、教員を指名することになっており、法科大学院教務課で随時、指名受付を行っている。しかし、2011年度までは、学習相談員を指名する学生がほとんどいない状況が続いていた。このような状況を踏まえ、2012年度からは、教員との接点を維持しつらい修了生に対して学習相談員を配置することを目指した改善方策を講じている。2013年度に実施した新たな改善方策としては、研究生の出願に際し、あらかじめ、学習相談員を指名し、その承認を得た学習計画書を提出することを必須要件としたことが挙げられる。この制度変更により、すべての研究生登録者（通年68人・第1学期28人・第2学期20人）に学習相談員が配置されることとなった。また、2012年度からは、学習相談員の配置の早期化を目指し、修了を控えた3年次生に対して期間を定めて学習相談員を指名するよう呼びかけを行っているが、2012年度には10月にこれを実施したのに対し、2013年度は6月に時期を早めた。この取り組みにより、31人の3年次生のうち、27人が学習相談を指名した。

このように、制度利用者が少ないという問題点については改善が図られつつある。しかし、個々の学生に対する指導実績及び指導内容については、組織的な把握が十分ではない。そのため、既述のとおり「月報」の提出を求めることによって改善を図っているところである。

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制及び学習支援の内容については以下のとおりである。

（1）チュートリアル・スタッフ（TS）による学習支援

本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けている。TS制度の採用対象者は原則として弁護士であり、本法科大学院の修了生が中心である。2013年度には在学者数56人に対して17人のTSを確保した。TSによる指導は授業の補充が中心であり、「TSゼミガイド」に記載しているとおりの体系的なプログラムを編成している。

（2）ティーチング・アシスタント（TA）による学習支援

TAについては、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき配置している。この制度の詳細については、「推薦要領」に定めるとおりである。配置対象科目は、原則として法律基本科目及び「実務総合演習」（実務基礎科目のうち、「民事実務演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」）である。業務内容は、専任教員の指示の下で行う授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等である。TAを務める資格を有するのは授業担当者の推薦を受けた研究生である。2013年度第1学期には対象となる延べ26クラスのうち、22クラスに各1人を配置した。第2学期には延べ28クラスのうち、24クラスに各1人を配置した。また、これに加えて展開・先端科目にも2人を配置した。

（3）ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発行している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している。

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点 2-5 で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定し、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
2-22 履修指導の体制及び内容 ・ 専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学習相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-20	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
2-21	(再掲：1-1-①)「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可 (再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定 (再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月
2-22	①「2014年度前期入学試験入学手続者向け説明会」2013年10月12日開催 ②「学習ナビゲーター2014～入学までの時間を有意義に過ごすために～」2013年9月 ③中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」2012年11月 (再掲：1-3-①)「2013年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013年4月1日開催 (再掲：1-3-②)「2013年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013年4月1日開催 ④「2013年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」2013年3月 ⑤「法科大学院 履修ガイダンス資料（新2年次生）」2013年3月13日開催 ⑥「法科大学院 履修ガイダンス資料（新3年次生）」2013年3月13日開催 ⑦「2013年度 前期開始前の学修相談日程表」2013年2月27日 教授会報告 ⑧「2013年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」2013年8月28日 教授会報告
2-23	①「2013年度 前期 オフィスアワー開設時間」2013年2月27日 教授会報告 ②「2013年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2013年8月28日 教授会報告 ③「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」2013年11月13日 教授会承認 ④「2013年度 課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）実施実績一覧」2014年4月23日 教授会報告 (再掲：1-2-①)「2013年度履修要項」2013年3月 ⑤「2013年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013年2月14日付け掲示 ⑥「2013年度 学習相談員の配置状況一覧」2013年9月30日現在 ⑦「修了年次生対象学習相談員の指名受付について（提案）」2013年6月19日 教授会承認
2-24	①「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定 ②龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在 ③龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度前期」2013年3月 ④龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度第2学期」2013年9月 ⑤「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定 ⑥「2013年度第1学期 法科大学院TA推薦要項」2013年2月20日 教授会報告 ⑦「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在 ⑧「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在
2-25	(再掲：2-5-①)「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認

Ⅱ. 評価結果

総評
在学期間の短縮については、法学既修者に対する対応を含め「専門職大学院設置基準」に照らし本学の「専門職大学院学則」に定め、適切に実行している。 また、入学予定者を対象とした履修指導を通し、中教審・法科大学院特別委員会の提言にも適切に取り組んでいる。 専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学修相談制度等）の実施状況については、組織的な把握に着手したところであり、有効性の検証が十分に行われていない。そのため、課外学習指導に係る「月報」の提出要請を継続し、その結果を教務委員会及び教授会で共有することにより、有効性の検証を実施する。と改善すべき事項とその改善方策に記載しているが、是非実施して頂きたい。 正課外の学修支援の過度な司法試験受験対策への偏重について、評価の視点 2-5 から、教員に対して「論述指導等に関するガイドライン」を「シラバスの手引」に掲載することで周知している旨確認できた。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・専任教員による課外学習指導（オフィスアワー及び学修相談制度等）の有効性の検証に努めて頂きたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	授業計画等の明示／授業の方法／授業を行う学生数

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。	I◎	B	A
2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	I○	A	
2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。	I◎	A	A
2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第6条第1項）。	I◎	A	A
2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第6条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	A	
2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

2-26 授業計画等の明示に関する対応については以下のとおりである。

(1) 法令上の基準の遵守状況

授業計画等については「シラバス」に掲載し、公開することとしているが、入力項目には必須項目と任意項目を設けていた。そのため、科目によって項目立てに違いが生じることとなり、大学基準協会からは、「改善報告書検討結果」p.7のとおり、問題点の指摘を受けることになった。そこで、2013年度版ではシラバスの全項目を必須項目に変更し、2012年度第22回教授会（2013.3.13開催）で、授業担当者に表記をそろえるよう要請した。ただし、「改善報告書検討結果」の受信と学生へシラバス公開が同時期（2013年3月中旬）であったため、この取り組みは、法律基本科目の講義科目に限って行った。そのため、2014年度版のシラバス作成時には、全科目でシラバスの項目を統一できるよう、細分化されていた項目を整理した。その際には、「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」（評価の視点2-1参照。）を授業に反映させられよう、到達目標及び自学自習への配慮を重視する項目立てとした。すなわち、従来の「学修目標」という項目については「学修目標・自学自習についてのアドバイス」に変更し、「学修上の留意点」、「詳細」及び「キーワード」については廃止した。また、原稿依頼時には、各授業担当者に手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周

知徹底した。このような取り組みにより、指摘を踏まえた改善を図っているところである。

(2) 「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「法科大学院基準」がいう「基本的素養の水準」とは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」を踏まえて各法科大学院が策定するべき到達目標であり、本法科大学院では「龍谷版共通的到達目標モデル」がこれに該当する（評価の視点2-1）。そのため、2013年度版のシラバス作成時には、各授業担当者に対し、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」及び検討中の「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を踏まえた内容とするよう、文書で要請した。2014年度版の作成時には、「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」の完成を踏まえ、各授業担当者への手引書の配付を通じて更なる周知徹底を図った。

2-27 シラバスにしたがった授業の実施については、成績評価に係る記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設けている。また、2014年度版シラバスの作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（「シラバス作成の手引」p.1）、授業担当者への周知を図っている。

他方で、実態把握については取り組んでおらず、適切性の検証については十分にできていない状況にあった。このような状況を踏まえ、2013年度第1学期実施分からは、「授業アンケート」の設問項目を見直し、「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問（問9）を追加し、検証を行った。その結果、2013年度第1学期には「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が92.7%を占め、平均値は3.49となった（『授業アンケート』集計結果集 p.10）。また、第2学期には肯定的評価が88.9%を占め、平均値は3.43となった（同 p.39）。したがって、年間を通じてほとんどの学生が肯定的に評価しているといえる。

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」（「履修要項」p.37）ことを掲げている。また、適切性の検証については、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」を通じて行っている。

(1) 「授業アンケート」を通じた検証

「授業アンケート」では、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問い（問8）を設けて学生による評価を調査している。その結果については、2013年度第1学期では「評価3（まあそう思う）」以上の肯定的評価が91.2%を占め、平均値は3.43となった（『授業アンケート』集計結果集 p.9）。また、第2学期では肯定的評価が92.3%を占め、平均値は3.49となった（同 p.38）。したがって、年間を通じてほとんどの学生が肯定的に評価しているといえる。この結果については、FD全体で討議を通じて検証を行っている。討議では、i コラボ（Eラーニングシステム）の活用方法や、学生の質問の引き出し方など、双方向・多方向形式の取り入れ方などにも議論が及ぶこともあり、「改善報告書検討結果」の指摘を踏まえた改善の取り組みがなされている。

(2) 「教員相互による授業参観」を通じた検証

「教員相互による授業参観」を通じた検証としては、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、教員による相互評価を行っている。また、授業参観の実施後には、「FD全体会」でその結果についての討議を行っており、問題がないことを確認している。

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重については、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。

2-30 少人数教育の実施状況については、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実」を掲げており（「履修要項」p.37）、入学定員を25人に設定している。したがって、「告示第53号」第6条第1項に照らして適切である。

2-31 各法律基本科目での適正学生数の設定状況については以下のとおりである。

講義科目での適正学生数については原則として入学定員に合わせて25人に設定している。ただし、法学既修者が入学時に単位認定を受ける科目（選択認定科目を除く）については、入学定員（25人）から既修コースの募集人員（12人程度）を除いた人数（13人）に設定している。各科目の2013年度の登録学生数は、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で21

人である（「基礎データ」表4）。

演習科目では科目内容に応じて2ないし3クラスに分割して開講するため、適正学生数は8人ないし9人程度又は12人ないし13人程度としている。各科目の2013年度の登録学生数は、最も多い「公法総合演習b」で17人である（同上）。

2-32 個別的指導が必要な授業科目には、その一環としてエクスターンシップを実施する「法務研修」がある。学生数については、実習先1か所につき学生1人とするのが原則としており、2013年度も原則どおりに運用した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-26 授業計画等の明示
〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・シラバスにおける記載事項の統一性の観点から、その内容を点検することが望まれる。【留意点】

2-27 シラバスにしたがった適切な授業の実施
〔自ら掲げた改善すべき事項〕

- ・シラバスに従った授業の実施状況の点検は行えていない。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

- ・シラバスに沿った授業の実施状況を点検することが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-26	（再掲：2-1-③）「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月
	（再掲：2-16-①）大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月
	①「2012 年度第 22 回（178 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 3 月 13 日開催
	②「2014 年度版シラバスの作成に向けた掲載項目の見直しと統一化について」2013 年 6 月 5 日 教授会承認
	（再掲：2-5-②）「2014 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014 年 1 月
	③「2013 年度シラバス作成に関連してのお願い」2012 年 12 月
2-27	①「成績評価の基準と方法について」2012 年 12 月
	（再掲：2-5-②）「2014 年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014 年 1 月
	②『授業アンケート』集計結果集 [2013 年度] 2014 年 5 月
2-28	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	（再掲：2-27-②）『授業アンケート』集計結果集 [2013 年度] 2014 年 5 月
	①『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集 [2013 年度] 2014 年 5 月
	②「2013 年度第 4 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 10 月 23 日開催
2-29	（再掲：2-5-①）「論述指導等に関するガイドライン」2009 年 10 月 14 日 教授会承認
2-30	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
2-31	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 4）1 授業科目あたり学生数 2014 年 5 月
2-32	（再掲：2-13-①）「2013 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013 年 9 月

Ⅱ. 評価結果

総評
大学基準協会の「改善報告書検討結果」を踏まえ、シラバスによる事業計画を明示し授業終了後の「授業アンケート」の設問項目を見直し検証を行った結果、肯定的評価が高かったことは評価できる。今後も継続して取り組んで頂きたい。 同じく大学基準協会から問題点とされた「双方向ないし多方向の討論を重視する・・・」についても授業アンケートの結果から高い肯定的評価が得られたことも評価できる。今後も高い評価を得られるよう取り組んで頂きたい。 シラバスの全項目を必須項目に変更し、全科目でシラバスの項目を統一できるよう細分化されていた項目を整理し、法曹として備えるべき基本的素養の水準として定めた「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させられるよう、改善に取り組んでいることは評価できる。 また、原稿依頼時に手引き書を配布し、新たなシラバスの趣旨を周知徹底している点は評価できる。今後は、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・授業アンケート集計結果において得た肯定的評価。 ・シラバスの全項目を必須項目に変更し、全科目でシラバスの項目を統一できるよう細分化されていた項目を整理し、法曹として備えるべき基本的素養の水準として定めた「龍谷版共通的到達目標モデル（階層4）」を授業に反映させられるよう、改善に取り組んでいることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・新たなシラバスの趣旨の周知について、その効果を検証する体制や仕組みを整備することが望まれる。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院認証評価）

2-26 【勧告】

1) シラバスにおいて、科目によって項目立てに差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、授業計画の明示を徹底されたい（評価の視点 2-26）。

→ 2012（平成24）年度「SYLLABUS 講義概要・授業計画」の「講義概要」の部分においては、項目立てが全科目にほぼ共通していることが認められる。

しかし、「授業計画」の表の方は、「学習内容」だけは共通であるが、「キーワード」「学習上の留意点」「詳細」の項目の有無が統一されておらず、同じ1年次以上の法律基本科目の中でも統一性に欠け、改善が不十分であるといわざるをえない。また、記述量についても一定ではなく、学生が予習するに際して十分な記述とはいえない科目も存在する。

したがって、今後は、「授業計画」の欄でも、項目を可能な限り共通にするとともに、記述の少ない科目については、より詳細な記述をすることが望まれる。

（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月）

2-28 【問題点】

1) すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方にに基づき、1年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる（評価の視点 2-28）。

→ 定員削減により双方向・多方向授業に適した少人数教育のできる環境を整え、授業参観、FD活動を通じて双方向・多方向授業の実施についての認識共有や活発な議論がなされていることが認められ、改善への積極的な取り組みがなされているものと判断される。

なお、「授業アンケート」によれば、実際に双方向・多方向授業が実施されており、概ね好評であることが認め

られるが、他方においては、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部に見られることから、今後は、こうした学生の声も考慮して、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、さらなる検討や工夫が望まれる。

(大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月)

2-31 【勧告】

1) 法律基本科目における 1 クラスの学生数が、適正数を大幅に上回る状況はおおむね解消したものの、59 名の学生数を抱えるクラスも依然として存在するため、今後とも適切な対応を講じられたい（評価の視点 2-31）。

→複数クラスの開講や入学定員の削減など、少人数教育を徹底するための措置を講じており、その結果、クラスサイズも適正なものとなっていることが認められ、改善が適切になされているものと判断される（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月）。

助言内容（大学認証評価）

【努力課題】

1) 経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および法務研究科においては、シラバスの記載内容に教員間で精粗が見られるので、改善が望まれる。

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	成績評価及び修了認定／再試験及び追試験／進級制限

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	B	B
2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第2項）。※【留意事項】あり	I◎	B	
2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	I○	A	A
2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	I○	A	
2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	I○	A	A
2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示については以下のとおり対応している。 成績評価の基準及び方法については、「成績評価の仕組み」を「履修要項」p.9に明示している。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。 なお、成績分布割合の設定等については、「成績評価ガイドライン」で定めているが、このガイドラインについては、内部資料として扱っている。この点については、前回の評価結果で「努力課題」として指摘を受けており、2013年度に検討した結果、2014年度から当該ガイドラインを公開する予定としている。 単位認定の基準及び方法については、「単位認定の要件」を「履修要項」p.3に「掲載している。また、課程修了の基準及び方法についても「履修要項」p.12に掲載している。 2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については以下のとおり対応している。 (1)成績評価及び単位認定の実施状況 ア 成績評価での出席の取扱い 成績評価での出席の取扱いについては、「履修要項」p.10に記載しているとおり、定期試験では、原則として3分の

2以上の出席がなければ受験資格を認めないこととしている。また、出席していること自体を加点事由としないこととし、シラバスの原稿作成依頼時にはその旨を記載した文書（「成績評価の基準と方法について」）を授業担当者に配付し、周知している。

イ 成績分布割合の設定

成績分布割合の設定については「成績評価ガイドライン」で定め、実際の分布の妥当性については教授会及びFD全体会で一覧表を配付し、確認している。しかし、大学基準協会からは、「複数の必修科目において、90%以上がA評価という状態は、せっかく修了認定基準ポイント制度（GPA1.6以上）を導入しても、その意味を希薄化させてしまう可能性が指摘されることから、厳格な成績評価については、今後もより一層の検討が必要である」（「改善報告書検討結果」p.6）との指摘を受けている。また、前回の評価結果でも「努力課題」としての指摘を受けている。

これらの指摘を踏まえ、2013年5月には「成績評価ガイドライン」を改訂し、演習科目の成績評価に係る「A方式」を廃止した。「A方式」とは、一定の条件をみたした学生の評価をAとし、これを標準とする方法である。この改定案は、2013年度第6回教授会（2013.5.22開催）で承認され、承認と同時に適用された。また、教授会及びFD全体会での成績分布の適切性に係る検証も継続した。

その結果、2013年度の成績分布では、受講生の90%以上がA評価を受ける法律基本科目の演習科目はなくなっており、一定の改善が図られている（「成績分布関係資料集」p.1及びp.11）。

その一方で、成績評価の更なる厳格化を図るべく、2013年6月には、「成績評価ガイドライン」の再改訂を行っており、2014年度から適用する予定としている。新ガイドラインでは、演習科目に特有の評価方法を廃止し、演習科目と講義科目が共通の方法で評価することとした。その上で、受講者数が20人以上の科目については、S及びA評価の割合を引き下げ、C評価の割合については引き上げた。また、受講者数が20人未満の科目では、S及びA評価を若干名の範囲内に制限した。さらに、このガイドラインから逸脱があった場合、教務委員会の議により、成績評価の修正を求めることができる旨も規定した。

ウ 成績評価の細分化による成績評価やGPAの引上げ操作の有無

成績評価及びGPAを算出時のグレイドポイントの段階設定については、5段階としており、細分化による引き上げ操作は行っていない。

（2）課程修了認定の実施状況

課程修了の認定に当たっては、評価の視点2-16で既述した基準にしたがって可否の判定を行っており、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定している。2013年度に実施した修了判定での標準年限修了者数は22人であり、標準修業年限修了率は75.9%である（「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」pp.2-3）

2-35 再試験制度については廃止済みのため、本評価の視点には該当しない。

2-36 追試験については、「履修細則」第9条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づき実施している。追試験の実施期間については「学年暦」に定め、「履修要項」p.viiに明示している。受験資格及び出願要項についても「履修要項」p.11に明示している。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。ただし、2013年度には追試験の出願はなかった。

2-37 進級制限措置については、「進級制度」を導入することで対応している。進級要件等については、「履修細則」第3条第1項、別表1及び別表1の2に規定しているとおりであり、学生が2年次又は3年次に進級するためには、以下の要件をいずれも充足しなければならないことにしている。

- ① 在学年次終了までに配当される必修科目につき、単位未修得の科目数が2科目未満であること。
- ② 必修科目のGPAが1.60に達していること。

2-38 進級制限の代替措置の適切性については、進級制度を導入しているので、本評価の視点には該当しない。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。	
2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示	〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 「成績評価ガイドライン」については、学生に対して成績評価の基準をあらかじめ明示するという観点から、今後は履修要項等に明示することが必要である。【努力課題】
2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施	〔自ら掲げた改善すべき事項〕 - 法律基本科目の演習科目については、前回の認証評価結果で、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が必要となる。 〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕 - 成績評価については、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が必要である。【努力課題】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。	
2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示	「成績評価ガイドライン」については、学生への公開に至っておらず、2014 年度からは、履修要項に掲載して公開する。
2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施	成績分布の設定については、大学基準協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめています。2014 年度からは、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-33	(再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	(再掲：2-1-③)「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月
	(再掲：2-27-①)「成績評価の基準と方法について」2012 年 12 月
2-34	(再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	(再掲：2-27-①)「成績評価の基準と方法について」2012 年 12 月
	①「2013 年度第 12 回（190 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 9 月 25 日開催
	②「2013 年度第 25 回（203 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年 3 月 12 日開催
	(再掲：2-28-①)「2013 年度第 4 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 10 月 23 日開催
	(再掲：2-16-①) 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月
	③「成績評価ガイドラインの改定について」2013 年 5 月 22 日 教授会承認
	④「成績分布関係資料集 [2013 年度]」2014 年 5 月
	⑤『『成績評価ガイドライン』の改訂について（提案）』2013 年 6 月 19 日 教授会承認
	⑥龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：2014/05/27
2-36	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定

	(再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
2-37	(再掲：2-1-①)「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定

Ⅱ. 評価結果

総評
努力課題とされた「成績評価ガイドライン」の学生に対する明示については、改善計画・報告書の通り、履修要項に掲載されており、評価できる。もう 1 点の成績評価が偏らないよう厳格な成績評価をする点についても、ガイドライン改訂案が教授会で審議、承認され適用された結果、2013 年度の成績分布では偏りがなくなっており、一定の改善が図られたと評価する。今後も継続して検証頂きたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）
2-34 【問題点】 1) 法律基本科目の演習科目については、一部にほとんどの受講生が A 評価を受けている科目が見られるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる（評価の視点 2-34）。 →複数の必修科目において、90%以上が A 評価という状態は、せっかく修了認定基準ポイント制度（GPA1.6 以上）を導入しても、その意味を希薄化させてしまう可能性が指摘されることから、厳格な成績評価については、今後より一層の検討が必要である（大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月）。

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(2)	教育方法等
	教育内容及び方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	I◎	A	A
2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。 ※【留意事項】あり	II○	B	
2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	
2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。※【留意事項】あり	II○	B	
2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。	II○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（「履修要項」p.37）。この方針に基づき、活動全体の根拠規程となる「FD規程」を定め、以下の活動を実施している。 （1）組織体制 FD活動の推進に際しては、①FD委員会、②FD全体会、③FD部会の3種類の組織体制を整備している。 FD委員会は、「委員会内規」第3条第1項第3号に基づき設置された委員会であり、「FD規程」第2条に定めるとおり、FD活動の運営・推進を目的としている。その構成員はFD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員であり（FD規程第3条第1項）、FD活動に係る基本方針及び実施計画に関する事項の審議等を具体的な役割としている（同規程第4条）。 「FD全体会」はすべての教授会構成員から構成される研究会であり（「FD規程」第5条第1項、FD委員会が策定した方針及び計画にのっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している）。 FD部会は、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っており（「FD規程」第5条第2項）、2013年度は公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会から構成した。 （2）実施内容 ア 「FD全体会」の開催 2013年度には、司法試験、授業アンケート及び授業参観結果等に基づく授業改善を図るべく、計6回のFD全体会を開

催した（「2013年度FD活動の総括と2014年度への指針」p.1）。

イ 「授業アンケート」結果の分析

「授業アンケート」結果の分析については評価の視点2-41及び2-42で後述する。

ウ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

本法科大学院では、教務委員会において「教員相互による授業参観」を実施しており、「FD全体会」ではその内容に係る討議を行っている。

「教員相互による授業参観」の実施回数は各学期に1回であり、それぞれに2週間の実施期間を設定している。参観の対象となる科目は、当該期間中に開講される全科目であり、当該年度の授業担当者全員が参観資格を有する。そのうち、特に教授会構成員については、かならず1年に1回は他の教員の担当科目を参観することになっている。

実施後の流れについては以下のとおりである。授業を参観した教員は「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」ではこれらを踏まえた授業改善のための討議を実施する。

2013年度の実施実績としては、第1学期には延べ11科目を11人が参観し、その結果については、2013年度第4回FD全体会（2013.10.23開催）で討議した。第2学期には延べ5科目を5人が参観し、その結果については、2014年度の「FD全体会」で討議する予定である。

エ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している。2013年度には2012年の活動実績を取りまとめ、公表した。

オ その他

その他のFD活動としては、教員による学外の研修会やシンポジウムへの参加がある。2013年度には、日本弁護士連合会主催のシンポジウムへ参加など、計3件の実績があった。

2-40 FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。2013年度の総括文書では、「龍谷版共通の到達目標モデル」に関連する取り組みをはじめとする10項目の活動について総括しており、それぞれの活動の成果が教育内容及び方法の改善に対しておおむね有効に機能していることを確認している。

なお、「法科大学院基準」は、「科目間に成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取り組みがなされているかに留意する」ことを求めているが、この留意事項に対する取り組みについては、評価の視点2-34を参照されたい。

また、前回の評価結果では、「積極的にFD活動を展開しているものの、修了生の司法試験での合格率が全国平均の半分に達していない現状に鑑みれば、その効果は司法試験の合格状況を改善するには至っていないため、更なる取り組みが望まれる」との指摘を受けたが、この指摘への対応については、評価の視点2-45を参照されたい。

2-41 学生による授業評価については、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって対応している。役割分担については、企画及び実施が教務委員会の所管であり、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックがFD委員会の所管である。

授業アンケートの実施範囲は、原則として全科目である。ただし、従来、集中講義科目及び随意科目は対象から除いていたが、このうち、集中講義科目については、2013年度第2学期から実施対象に含めることとした。実施回数については1学期につき1回である。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については以下のとおり対応している。

(1) 「授業アンケート」結果の公開範囲

学生に対する「授業アンケート」結果は法科大学院ポータルサイトで行っており、公開範囲は、原則として、全科目・全設問に係る科目別・設問別の集計結果及びそれに対する授業担当者からのコメントとしている。

なお、「授業アンケート」の結果については、「FD活動報告書」に収録し、これをwebサイト上に公開することにより、広く一般にも公表している（「情報公表」p.2）。

(2) 「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組み

「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組みとしては、無記名方式を採用し、授業中に紙媒体で実施するな

どの工夫を行っている。それにより、2013年度の回収率については、第1学期、第2学期ともに9割近い水準を維持している。

(3) アンケート結果の組織的な反映

「授業アンケート」結果の組織的な反映に関する取り組みとしては、授業担当者に対してコメントの提出を依頼している点が挙げられる。提出されたコメントからは、授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題を確認することができる。例えば、2013年度第1学期実施分では、以下のようなコメントがなされている。

- ・ オフィスアワーの時間の設定等、ご指摘のあった点については、工夫し、改善を目指します。
- ・ 内容が難しかったというアンケートもありましたので、後期でも、基礎的な点について、復習しながら、授業を進めていくつもりです。
- ・ 後期の講義では具体的な事例に則して説明することに努める。
- ・ 「受講生の理解を確かめていたか」および「双方向性」の2項目の数値が他の項目に比べて低いことは、期末テストの出来があまり良くなかったという事実と符合するのかもしれませんが。双方向授業は、理解度を確かめるためにも重要であると思いますので、この点を改善できるように努力したいと考えます。
- ・ 判例などの学習を行ううえで役に立つ知識や観点を身につけることができるような講義方法になるよう、一層工夫を重ねたいと思います。

(「授業アンケート集計結果集」 pp. 11-18)

また、「授業アンケート」の結果については、「FD全体会」での討議テーマにも取り上げ、教授会構成員全員で課題を共有している。特に、2013年度第1学期実施分については、アンケート結果の組織的な反映に繋がるよう、FD委員会で分析を加えた結果を報告し、話題提供を行った。その上で、学生からの評価が比較的高かった2科目の担当者に対して、授業運営上の工夫について報告を求め、出席者全員で改善課題を共有した。

2-43 教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の3点が挙げられる。

第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。

第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である(「パンフレット」p. 10)。

第三に「教学促進費」としてゲストスピーカーを招聘するための予算を確保している点である。それにより、授業の一環として、「市民のために働く法律家」を目指す上で、参考にするべき実務家等による講演会を開催することが可能になっている。

[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点(【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-40 FD活動の有効性

[評価結果で改善すべき点とされた事項]

- ・ 積極的にFD活動を展開しているものの、修了生の司法試験での合格率が全国平均の半分に達していない現状に鑑みれば、その効果は司法試験の合格状況を改善するには至っていないため、更なる取り組みが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項(特色ある取り組みや成果創出など)とその伸長方策を記述してください。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施

- ・ 「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識しており、この取り組みについては今後も継続する。

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

- ・ 「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であると認識しており、今後も継続する。

2-43 特色ある取り組み

- ・「現状説明」に掲げた3つの取り組みは、いずれも本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであると認識しており、すべて今後も継続する。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-39	(再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	①「法科大学院 FD 活動に関する規程」2009 年 2 月 4 日制定
	②「2013 年度 法科大学院 FD 部会 所属一覧」2013 年 4 月 24 日 FD 全体会了承
	③「2013 年度 FD 活動の総括と 2014 年度への指針」2014 年 2 月 12 日 FD 全体会了承
	④「2013 年度前期 教員相互による授業参観の実施について」2013 年 4 月 24 日 教授会承認
	(再掲：2-28-②)『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集 [2013 年度]」2014 年 5 月
	(再掲：2-28-①)「2013 年度第 4 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 10 月 23 日開催
	⑤「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
2-40	⑥「教員による学外研修会・シンポジウム等への参加実績一覧（2013 年度）」2014 年 3 月 31 日現在
	(再掲：2-39-③)「2013 年度 FD 活動の総括と 2014 年度への指針」2014 年 2 月 12 日 FD 全体会了承
2-41	①「2013 年度第 1 学期 授業アンケートの実施について」2013 年 7 月 3 日 教授会承認
	②「2013 年度第 2 学期 授業アンケートの実施について」2013 年 12 月 4 日 教授会承認
	(再掲：2-27-②)『授業アンケート』集計結果集 [2013 年度]」2014 年 5 月
2-42	①「2013 年度第 1 学期授業アンケート結果の公開について」2013 年 10 月 1 日付け掲示
	②龍谷大学法科大学院 web ページ「情報公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html >最終アクセス：2014/05/27
	(再掲：2-39-⑤)「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
	(再掲：2-41-①)「2013 年度第 1 学期 授業アンケートの実施について」2013 年 7 月 3 日 教授会承認
	(再掲：2-27-②)『授業アンケート』集計結果集 [2013 年度]」2014 年 5 月
	③龍谷大学法科大学院「2013 年度第 1 学期授業アンケートの分析結果」（2013 年度第 4 回 FD 全体会 [2013. 10. 23 開催] 資料 3）
	(再掲：2-28-①)「2013 年度第 4 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 10 月 23 日開催
2-43	(再掲：1-4-①)「2014 年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013 年 6 月
	①「2013 年度教学促進費による講演会開催一覧」2014 年 2 月 5 日現在

II. 評価結果

総評
FD 体制の整備と実施については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき FD 規程を定め、行っている。「授業アンケート」結果の分析や「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどを FD 全体会において討議するなど授業改善を図っていることは、評価できる。また、学生による授業評価の結果（アンケート）についても web サイト上で広く一般にも公開していることは評価できる。 また、「FD 活動と司法試験合格率」について受験者の成績を把握し、在学中の成績と合わせ個人別一覧表作成で集約し、司法試験成績と学業成績の相関関係から教育改善につなげようとしている。結果に期待する。
伸ばすべき点(長所) 《箇条書き》
・「教育課程編成・実施の方針」として履修要項に掲載している。「授業アンケート」結果の分析や「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどを FD 全体会において討議するなど授業改善を図っていることは、評価できる。

改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 2	教育の内容・方法・成果等
(3)	成果等
	教育効果の測定／司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。 ※【留意事項】あり	I ○	C	C
2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。	I ○	B	B
2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。	II ○	B	
2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。	II ○	A	
2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。	II ○	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
2-44 教育効果の測定に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。 (1) 法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定 固有の教育目標に係る達成状況については、評価の視点1-5で既述したとおり、十分な検証は実施できていない。 (2) 「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定 評価の視点2-1で既述したとおり、本法科大学院が考える「基本的素養の水準」とは、「龍谷版共通的到達目標モデル」である。このモデルは、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」をミニマム・スタンダードとして検討した上で、独自の教育理念に基づく内容を付加したものであり（「龍谷版共通的到達目標モデル」p.2）、「基本的素養の水準」に適合したものといえる。また、その階層4では科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容を具体的に記載しており、「法科大学院基準」の留意事項にも即している。 ただし、「龍谷版共通的到達目標モデル」の達成状況に係る測定については、2013年度時点では実施できていない。「龍谷版共通的到達目標モデル」の完成は2013年9月であり、授業への反映については2014年度から実施する予定となっているためである。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況については以下のとおりである。

(1) 司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の把握・分析

2013年司法試験での受験者数は80人であり、合格者数は3人であった（「基礎データ」表3）。司法試験の受験有無及び合否に関する情報については、司法試験委員会（法務省）から情報を得ている。しかし、詳細な試験成績については受験者本人から提供を受ける以外に把握の方法はない。そのため、対象となる修了生全員に対し、電子メール及び郵送で司法試験の成績に関する調査票を送付し、情報提供を呼びかけている。この調査は短答式試験の成績発表後（6月）及び最終成績発表後（9月）に実施している。また、修了生が「研究生」となる場合には、出願書類に過去の司法試験成績を記入することを求めている。上述の各種取り組みの結果、2013年司法試験の受験有無並びに短答式試験の合否及び最終合否については、全員の状況を把握している。短答式試験の成績については、受験者80人中43人の成績を把握している（把握率53.8%）。総合成績については、短答合格者36人中20人の成績を把握している（把握率55.6%）。

これらのデータについては、在学中の成績と合わせて個人別の一覧表を作成することにより、集約している。「FD全体会」では、この一覧表に基づき、司法試験成績と学業成績の相関をテーマに討議を行い、教育の改善につなげている。

2013年度に司法修習を終えた司法試験合格者の進路については全員の就職先等を把握しており、「市民のために働く法律家」を養成するという理念・目的及び教育目標が実現しつつあることを確認している。

なお、司法試験に係る各種情報収集の所管委員会については、2012年度までは明確に定めていなかったが、2013年度からはキャリア委員会を新設し、体制整備を図った。

(2) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析

標準年限修了者数及び標準修業年限修了率は、評価の視点2-34で既述したとおりである。その状況については、修了判定の都度、教授会で確認している。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握に係る現状については、以下のとおりである。

修了生の進路状況を把握するための取り組みとしては、学位記授与式の際に「修了後の進路及び連絡先等調査」を実施している。また、法科大学院協会修了生職域委員会との連携による「修了生就職動向調査」及び独自の取り組みである「修了生進路状況調査」を実施している。この調査は修了5年以内の修了生を対象に毎年度末に実施しており、調査依頼は、郵送、電子メール、「法科大学院ポータルサイト」への掲載及び学内掲示によって行っている。

これらの調査の結果に「研究生」の在籍状況を加味した過去5年間の修了生の進路状況は、下表のとおりである。修了生176人中、法曹以外の職に就いている修了生は、公務員が1人、法務専門職が3人、その他職種が6人の合計10人（5.7%）である。また、進路先不明の修了生は76人（43.2%）である。

実施体制については、2012年度までは、所管委員会が明確ではなかったが、2013年度から「キャリア委員会」を新設し、進路把握を同委員会の所管とすることにより、体制整備を図っている。

表 過去5年間の修了生の進路状況一覧（2013年度末時点）

修了 年度	司法試験 合格	司法試験 受験準備中	就職			その他	不明	合計
			公務員	法務専門職	その他職種			
2009	6 (11.1%)	10 (18.5%)	0 (0%)	2 (3.7%)	3 (5.6%)	1 (1.9%)	32 (59.3%)	54 (100%)
2010	2 (4.4%)	17 (37.8%)	1 (2.2%)	0 (0%)	1 (2.2%)	0 (0%)	24 (53.3%)	45 (100%)
2011	0 (0%)	18 (66.7%)	0 (0%)	1 (3.7%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (29.6%)	27 (100%)
2012	1 (4.2%)	17 (70.8%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (4.2%)	0 (0%)	5 (20.8%)	24 (100%)
2013	—	18 (69.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (3.8%)	0 (0%)	7 (26.9%)	26 (100%)
合計	9 (5.1%)	80 (45.5)	1 (0.6%)	3 (1.7%)	6 (3.4%)	1 (0.6%)	76 (43.2%)	176 (100%)

注）各種調査に回答していない修了生のうち、2014年度「研究生」募集への出願者については、「司法試験受験準備中」にカウントした。

出典)「修了後の進路及び進路先等調査」(2013年9月・2014年3月実施)、「修了生就職動向調査」及び「修了生進路状況調査」の調査結果並びに2014年度研究生募集に対する出願状況(いずれも法科大学院教務課保管資料)に基づき作成。

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については以下のとおり対応している。

進路状況については、その一覧表及び司法試験の受験・合格状況に係る一覧表をweb上に公表している。司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイト及び「パンフレット」pp.3-6で紹介している。

2-48 教育成果に関する特色ある取り組みについては以下のとおりである。

実務基礎科目「法務研修」の各プロジェクトは、教育組織であるとともに、研究者と実務家との協働による研究組織としての一面も有しており、修了生に対するリカレント教育の場を提供する役割も担っている(「履修要項」p.13)。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席することもある。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という理念・目的及び教育目標の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点(【改善勧告】【努力課題】【留意点】)」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

2-44 教育効果の測定

〔自ら掲げた改善すべき事項〕

・修了生に対して「教育目標の理解と実現度合い」について調査を実施すべきところ、現時点ではそのような調査は行っていない。

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

・教育効果の達成状況を測定するため、修了生に対して「教育目標の理解と実現度合い」について調査を実施すべきところであるが、現時点では実施できていないことから、今後は、「龍谷版到達目標」を完成させ、実施されることが望まれる。【留意点】

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況

〔評価結果で改善すべき点とされた事項〕

・修了者数及び修了率については確認しているものの、標準修業年限修了者数及び修了率については十分な分析を行っていないため、改善が必要であろう。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項(特色ある取り組みや成果創出など)とその伸長方策を記述してください。

2-48 教育成果に関する特色ある取り組み

・「法務研修」の枠組みの中で発揮されるリカレント教育機能は、他大学にほとんど例のない特色ある取り組みであり、その維持・発展を図る。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

2-44 教育効果の測定

・法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定については、明確な評価指標が整備されておらず、取り組みは十分とはいえない。改善方策については評価の視点1-5で記述したとおりである。

・「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「龍谷版共通的到達目標モデル(階層4)」の授業への反映に合わせ、達成状況の測定に係る測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制を整備する必要がある。この点については、2014年度から検討に着手する。

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況

・司法試験の成績情報の収集については、把握率の向上を図ることが課題であるが、即効性の改善方策はなく、修了生の支援を充実させることで修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続する。

・標準修業年限修了者数及び修了率について、より詳細な分析を行うことも課題であり、2014年度から「FD全体会」で討議し、分析する。

- ここで挙げた各種の分析結果を教育課程の改善に着実にフィードバックし、司法試験の合格者数の増加を図ることも求められおり、教授会の下で、教務委員会、FD 委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、各種分析の結果を所管事業の改善に反映させ、司法試験合格者数の増加に努める。

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握

- 多くの修了生が進路先不明となっていることから、把握率の向上が課題であり、就職支援の実施を通じて修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続することを通じて把握率の向上を図る。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
2-44	(再掲：2-1-④)「龍谷版共通の到達目標モデル」2013 年 11 月
2-45	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 3) 司法試験の合格状況 2014 年 5 月
	①龍谷大学法科大学院「2013 年司法試験にかかる短答式試験の成績状況調査について(ご協力お願い)」2013 年 6 月 11 日付け掲示
	②「2013 年司法試験にかかる総合成績状況調査について(ご協力お願い)」2013 年 9 月 27 日付け文書
	③「2013 年度第 5 回 FD 全体会記録(一部抜粋)」2013 年 11 月 27 日開催
2-46	①「修了生を対象とする進路状況調査に対するご協力お願いについて」2014 年 2 月 20 日付け掲示
2-47	①「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html > 最終アクセス：2014/02/22
	②「新司法試験合格者が語る(第 66 期司法修習生 岡村 政和 さん)」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html > 最終アクセス：2014/02/22
	③「新司法試験合格者が語る(第 66 期司法修習生 仲 晃生 さん)」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html > 最終アクセス：2014/02/15
	(再掲：1-4-①)「2014 年度龍谷大学法科大学院パンフレット」2013 年 6 月
2-48	(再掲：1-2-①)「2013 年度履修要項」2013 年 3 月

II. 評価結果

総評
司法試験成績と学業成績の相関関係をテーマに討議され、教育の改善(特に司法試験合格率)に繋がることを期待する。 また、「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後にも期待する。 なお、司法試験受験者・合格者の把握・分析について、昨年以上に詳細な説明がなされていることは評価できるが、把握率(50%台)や進路状況の不明者(20%台)は、改善して頂きたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項目に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
- 司法試験成績と学業成績の相関関係をテーマとした討議の結果、受験者の成績を把握し、在学中の成績と合わせ個人別一覧表作成で集約し、司法試験成績と学業成績の相関関係から教育改善につなげ、司法試験合格率をあげようとしている。この取り組みの結果を是非、次年度の自己点検において報告頂きたい。【留意点】 「客観的なデータに基づく教育目標の検証」、「龍谷版共通の到達目標モデル」を活用した授業への反映についての今後にも期待する。【留意点】 - 司法試験受験者・合格者の把握・分析について、昨年以上に詳細な説明がなされていることは評価できるが、把握率(50%台)や進路状況の不明者(20%台)は、改善して頂きたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員数／専任教員としての能力／実務家教員

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）を遵守しているか（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）。	I ◎	A	A
3-2 専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、平成 25 年度まで「専門職」附則 2 が適用される。）。	I ◎	A	
3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）。	I ◎	A	
3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門職」第 5 条）※【留意事項】あり	I ◎	A	A
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね 2 割以上は、5 年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第 53 号」第 2 条）。	I ◎	B	B

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-1 専任教員数については、25 人の入学定員に対して 16 人の専任教員を配置していることから、法令上の基準を遵守している。
3-2 専任教員については、設置以来一貫して法務研究科法務専攻 1 専攻に限り専任教員として取り扱っている。
3-3 専任教員のうち、半数以上が教授であることから、法令に照らして適切に対応している。
3-4 専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。
3-5 本法科大学院の必要最低教員数は 12 人であるから、実務家教員の必要最低人数はおおむね 2.4 人以上である。これに対して実務家教員の配置人数は 2 人であるため、法令上の基準をみたしているとはいえない。また、さらに 1 人が退職予定であることについても対応が必要である。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状 説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
実務家教員数について、法令上の基準（2.4名）をみたしていない状態を解消するため、2014年4月1日付で2人の実務家教員を採用予定である。これにより実務家教員数は3名となり、問題点は解消する。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-1	①「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-3	（再掲：3-1-①）「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-4	①「研究者データベース」 http://kiku.hs.ryukoku.ac.jp/ 参照
3-5	（再掲：3-1-①）「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」

II. 評価結果

総評 2013 年度は実務家教員数を満たしているとはいえない状態であったが、2014 年度は、提出された資料から新規の実務家教員 2 名を配置していることが確認できた。また「2 割以上は、5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する」という点についても確認でき、法令上の基準を満たしているものと評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員の分野構成、科目配置／専任教員の構成

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	I◎	A	A
3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。※【留意事項】あり	I◎	A	
3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	I○	A	
3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来すような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。※【留意事項】あり	I◎	A	B
3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。	II○	D	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
3-6 法律基本科目への専任教員の配置については、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人(計11人)の専任教員を配置しており、適切に配置している。なお、前回自己点検・評価の際に「改善すべき点」として言及した、民事訴訟法担当の専任教員が不在であることについては、2013年4月1日付にて専任教員が着任したため、問題は解消した。 3-7 科目群別の専兼比率について、法律基本科目では80%を超えており、基礎・隣接科目及び展開・先端科目での20%を大きく超えていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。 3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置については、2013年度は「法情報演習」、「法曹倫理」、「刑事実務弁護」、「民事実務総合演習」、「刑事実務総合演習」において、すべて実務経験のある教員を配置している。「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員(専任・客員)が「プロジェクト担当教員」として参画している。 3-9 専任教員の年齢構成について、2013年5月1日現在で、専任教員16人のうち、41歳ないし50歳が4人、51歳ないし60歳が8人、61歳ないし70歳が4人である。平均年齢は55歳、65歳以上の教員数は1人(6.3%)であり、教育

研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上でバランスの取れた構成となっている。
3-10 専任教員の男女構成比率は、専任教員 16 人中、男性教員が 16 人、女性教員は 0 人である。 女性教員が不在であることについては、前回評価で【留意点】として指摘を受けている。しかし、2013 年度に法科大学院の学生募集の停止及び廃止を決定したことから、今後、法科大学院廃止までのあいだに、計画的に状況を改善することは困難であると判断し、改善計画の策定は行わないこととした。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 ・2012 年度は民事訴訟法担当の専任教員が不在となる。(3-6) ・女性教員が不在であることについて、改善できるよう努力されたい。(3-10)【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-6	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 6) 授業科目別専任教員数(法律基本科目)
	(再掲: 3-1-①)「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
3-7	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 2) 専任、兼任教員の担当科目数
3-8	(再掲: 2-1-③)「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月
	(再掲: 3-1-①)「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
	(再掲: 2-13-②)「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月
	(再掲: 2-13-①)「2013 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013 年 9 月
3-9	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 8) 専任教員年齢構成
3-10	(再掲: 3-1-①)「2008-2013 年度龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」
	①「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について(報告)」2014 年 3 月 28 日付文書
	②「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 28 日

Ⅱ. 評価結果

総評
男女比率（留意点に対する説明確認済）を除けば、全ての項目で適切であると判断できる。 また、前回の自己点検で民事訴訟法担当者不在となった2012年度において研究科生に対する指導が低下していないかの確認が必要と記載された点についても、提出された資料から在学生・研究生に対する指導に支障を来さない対応がなされたこと及び各学期で実施している「授業アンケート」から指導体制にかかる問題点の指摘がなかったことが確認できた。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）

3-9 【問題点】

1) まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある（評価の視点3-9、3-11）。

→この点については「改善報告書検討結果」において、以下のとおり概評を受けている。

定年又は任期満了による9名の退職者の後任や 授業分担について、5名の教員を新規に採用し、また、同じ分野に属する専任教員の担当科目を見直すことによって概ね適切に対応がなされたものと認められる。

なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。（評価の視点 3-9、3-11）。

→ 民事訴訟法担当教員の欠員およびその補充について報告済（「2013年度 重要な変更に伴う届出書」）

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	専任教員の後継者の補充等／教員の募集・任免・昇格

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。	II○	A	A
3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。	I○	A	A
3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	I○	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-11 専任教員の後継者の育成については、博士後期課程への進学希望者がいる場合に個別的な支援を行うにとどまっているものの、できる限りの取り組みを行っている。

専任教員の補充については、募集停止を決定した後も、全ての学生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されており、必要に応じて適切な補充を行うことを確認した。これらの確認事項にもとづき、3-5ならびに3-6に示したとおり、法令遵守につとめている。

3-12 教員の募集・任免・昇格については、全学規程である「教育職員選考基準」に基づいて行われ、法科大学院教員の選考については、これに加え「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」及び「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」を定めている。

3-13 専任教員の募集・任免・昇格に関しては、「評価の視点」3-12に示した規程等に則り、法科大学院教授会の責任において適切に行っている。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

・専任教員の後継者の養成又は補充等に関して、基本となる考え方を示して頂きたい。(3-11)【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-11	(再掲:3-10-①)「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について(報告)」 2014 年 3 月 28 日付文書
	(再掲:3-10-②)「龍谷大学法科大学院の募集停止および廃止に寄せて」2014 年 3 月 28 日付文書
3-12	①「教育職員選考基準」
	②「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」
	③「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」

II. 評価結果

総評
教員の募集・任免・昇格については「教育職員選考基準」を基盤に「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」や「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）」教員選考手続細則により実施されていることから適切である。 なお、専任教員の補充について、募集停止を決定した後も、全ての修了生が修了するまでの間、これまでと同様の教学体制及び学習支援を継続することが全学的に確認されていることから、この観点に立って対応頂きたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院） 3-11 【問題点】 1) まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある(評価の視点3-9、3-11)。 →この点については「改善報告書検討結果」において、以下のとおり概評を受けている。 定年又は任期満了による9名の退職者の後任や 授業分担について、5名の教員を新規に採用し、また、同じ分野に属する専任教員の担当科目を見直すことによって概ね適切に対応がなされたものと認められる。 なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。(評価の視点 3-9、3-11)。 → 民事訴訟法担当教員の欠員およびその補充について報告済(「2013 年度 重要な変更に伴う届出書」)
--

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準3	教員組織
	教員の教育研究条件／人的補助体制／教育研究の評価と教育方法の改善／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間 30 単位相当。みなし専任教員は 15 単位相当を上限とする。）となっているか。	I ◎	A	A
3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。	II ○	A	
3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。	II ○	A	
3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。	II ○	A	A
3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。	II ○	A	A
3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

3-14 各教員の 2013 年度の授業担当時間数について、最高授業担当時間数は 12 授業時間であり、最低は 6 授業時間である。平均については、8 授業時間となっており、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内であり、問題はない。

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障については、本学では全学的に研究専念期間（長期・短期国外研究員および国内研究員、特別研究員等）を設けており、法科大学院においても実施されている。研究員取得実績、取得計画については「2009 年度以降の各種研究員の状況について」のとおりである。

3-16 専任教員への個人研究費の配分については、全学的にすべての専任教員に「個人研究費」等が支給されている。また、各専任教員の申請に基づき、研究助成・補助制度として、単年度または複数年度にわたり、出版助成、国際学会出席旅費補助、原稿掲載料補助など様々なカテゴリーに応じて研究費が支給されている。

3-17 教育研究に資する人的な補助体制の整備については、以下のとおり実施している。

（1）教育面での補助体制

教育面に関して、授業補助については、「ティーチング・アシスタント規程」に基づく TA 制度を設けており、2013 年度には年間で延べ 48 人の配置実績がある。他方で、課外学習支援については、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS 制度」を設けており、2013 年度には 17 人の配置実績がある。さらに、授業で外部講師を招聘するための予算を「教学促進費」として確保しており、2013 年度には 6 件の講演会の開催実績がある。

なお、TA 及び TS 制度の詳細については、評価の視点 2-24 を併せて参照されたい。

(2)研究面での補助体制 「研究支援ガイド」p92、97-98に記載のとおり、研究部による補助体制の整備及びRAの配置等を行っている。 3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備については、すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、改善につなげていることから、適切に対応している。 3-19 教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。また、分野ごとに検討を重ねて2013年度には「龍谷版到達目標」を策定するなど、分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みは、法科大学院の特色であると考えている。 〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
3-14	「2014年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表9）専任教員の担当授業時間
3-15	①「2009年度以降の各種研究員の状況について」
3-16	①「2013年度版 研究支援ガイド〔一部抜粋〕」2013年7月
3-17	（再掲：3-16-①）「2013年度版 研究支援ガイド〔一部抜粋〕」2013年7月
3-18	①「教員活動自己点検シート」
3-19	（再掲：2-1-④）「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月

II. 評価結果

総評 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法の手段として、全学で実施の「教員活動自己点検」を活用し点検を行っていることや「授業アンケート」の結果公表や分析、「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議していることは評価できる。 今後も「教員活動自己点検」については、期首、期末とも全員が入力するとともに、その結果を有効に活用して頂きたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法の手段として、全学で実施の「教員活動自己点検」を活用し点検を行っていることや「授業アンケート」の結果公表や分析、「教員相互による授業参観」実施に基づく教育改善へのフィードバックなどをFD全体会において討議していることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施／入学者選抜における競争性の確保

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか（「専門職」第20条）。	I◎	A	A
4-2 入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第20条）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	
4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか（「専門職」第20条）。	I◎	A	
4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	I○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
4-1 学生の受け入れ方針については、本法科大学院の理念・目的及び教育目標に即し、入学者受入れの方針を定めている。 入学者の選抜方法については、「標準コース型入試」と「既修コース型入試」の2種類を設定し、「標準コース型入試」では、「適性試験」、「小論文」及び「自己推薦書・面接」の総合評価による合否判定、「既修コース型入試」では、「適性試験」、「自己推薦書」及び「法律科目試験」の総合評価による合否判定としている。 選抜手続については、「出願資格」、「入学定員と募集人員」、「入試日程」、「受験料とその納入方法」及び「出願書類」等を設定している。 これらの入学者受入れの方針、選抜方法及び選抜手続については、「入試要項」及び web サイトによって事前に公表を行った。 4-2 本法科大学院では、受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」で実施する小論文試験では、法学知識を問う出題はしないことにしており、「留意事項」に該当する旧司法試験結果等、法学知識の有無がわかる資料による配点も行っていない。また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、以下の措置を講じている。 ・「小論文」及び「自己推薦書・面接」については、複数の委員で採点を行う。 ・法律科目試験の出題及び採点については、複数の委員が行う。 ・複数の委員で採点することを踏まえ、採点者会議では必要に応じて採点者間の調整を行う。

・答案の採点及び合否判定については、受験生の氏名を隠して行う。 4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保については、出願資格を「入試要項」に定め、以下のいずれかに該当する者に受験資格を認めている。 ①大学を卒業した者または2014年3月卒業見込みの者 ②外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2014年3月修了見込みの者 ③専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2014年3月修了見込みの者 ④文部科学大臣の指定した者 ⑤大学に3年以上在学し、かつ所定の単位を優れた成績で修得したと本学法科大学院が認めた者（「飛び入学」制度） ⑥大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本学法科大学院が認めた者（事前に資格審査を行う。） 上記の出願資格のうち、②から⑥に該当する場合には、出願期間前に問い合わせる扱いとし、出願資格に係る照会があった場合には、入試・広報委員会が審査し、教授会の議を経て本人に通知している。 4-4 入学者選抜の競争性の確保に係る現状については以下のとおりである。 「2009年中教審報告」は、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえないという認識を示している。 2014年度入試の競争倍率2.83倍（受験者数34/合格者数12）は、「2009年中教審報告」が懸念する状況ではない。 なお、昨年度「留意点」と指摘された欠席者数については、2014年度入試の欠席者は7人（欠席率17.1%）であり、前年度の欠席者18人（欠席率20%）から改善した。また、今後の検討については、募集停止の検討がなされていたため行うことができなかった。 [改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 4-4 受験欠席者数の改善。 ○昨年度の課題である欠席者数の改善については、毎年微増している傾向であり、今後の検討が望まれる。【留意点】
--

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。 特になし。
--

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。 特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-1	（再掲：1-1-②）「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」 http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html 最終アクセス：2014/02/22 ①龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月
4-2	①龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月
4-3	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月

4-4	(再掲：2-1-⑤) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
	①龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」 http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html 最終アクセス：2014/05/26

Ⅱ. 評価結果

総評
本学法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した入学者受入方針を定め、「入試要項」やwebサイトにより広く社会に公表していることは評価できる。また、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れるよう、各種措置がなされている。 昨年留意点となっていた欠席者について、数字上の改善は認められる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・本学法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した入学者受入方針を定め、「入試要項」やwebサイトにより広く社会に公表していることは評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院） 4-2 【勧告】 1) 入学者選抜に際し、司法試験の短答式の可否や論文試験の成績も「自己推薦書」の記載事項の1つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい(評価の視点4-2)。 (改善) →2011(平成 23)年度版「入学試験要項」からは、「自己推薦書」の記載事項を「資格試験の受験歴とその成績」と記載することとし、旧司法試験の短答式の可否や論文試験の成績を対象から除外していることが認められ、改善が適切になされているものと判断される。 (大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月)

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	実施体制／複数の入学者選抜の実施／公平な入学者選抜／適性試験

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-5 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。	I ○	A	A
4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。	II ○	A	A
4-7 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか（「連携法」第2条）。	I ◎	A	A
4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。	I ◎	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

4-5 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその実施については、法科大学院入試では、「法科大学院入試・広報委員会」にて検討し、教授会で審議・決定している。「入試・広報委員会」は、入試・広報主任及び2人の専任教員から構成されており、事務局機能は法科大学院教務課が担っている。

実施体制については、法科大学院長を本部長とし、入試・広報主任などから構成する実施本部を設置し、その下には出題委員、採点委員、面接委員及び監督班を置いている。これらの実施組織は、法科大学院教員及び法科大学院教務課員を中心に構成し、準全学体制の下で法学部及び入試部をはじめとする他の事務部署からの応援も受けている。

なお、昨年度「留意点」として指摘された出題ミスが生じないための取り組みについては、当該年度の教授会で原因の究明及び再発防止策の策定を行っている。2014年度入試では、再発防止策を講じ、慎重に入学試験業務を行った結果、出題ミス等の問題は生じなかった。

4-6 各々の選抜方法の位置づけと関係について、入試では、「標準コース型入試」および「既修コース型入試」の2種類の選抜方法をとっている。

「標準コース型入試」は、法学未修者を対象とする試験であり、「既修コース型入試」は、法学既修者を対象とする試験である。

募集人員は、入学定員25名のうち、「標準コース型入試」が13人程度、「既修コース型入試」が12人程度である。

それぞれの入試は、入学者の選抜基準・選抜方法が異なっており、独立した入学者選抜である。

4-7 公平な入学者選抜については、本法科大学院では、「法科院基準」が例示する自校推薦や団体推薦等の優先枠を設けるなど、公平性を欠く入学者選抜は行っていない。

4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価について、適性試験の取扱いについては、以下のとおりである。

既修コース型入学試験では、総得点 600 点のうち、150 点(適性試験の得点 300 点満点を 150 点満点に換算)を適性試験に配点している。 また、標準コース型入学試験では、総得点 300 点のうち、100 点(適性試験の得点 300 点満点を 100 点満点に換算)を適性試験に配点している。評価にあたっては、これらの配点にて、合否判定における適性試験結果を評価している。 また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取り組みについては以下のとおりである。 「2009 年中教審報告」は適性試験実施機関に対し、総受験者の下位から 15%程度の人数を目安として統一的な入学最低基準点を設定すべきであるとの認識を示している。本法科大学院では、この統一的な基準を準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験者は不合格とした。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
4-5 ○2013 年度入学試験（既修コース型）の民法科目試験で出題にミスが生じた件については、その原因を究明し、今後は決して発生しないよう改善に向けた取り組みが望まれる。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-5	①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012 年 11 月 7 日制定
	②「2013 年度法科大学院後期日程既修コース型入学試験における出題ミスについて（報告）」2013 年 2 月 20 日 学長宛報告
	③「法科大学院入学試験における出題ミス再発防止への対応について（報告）」2013 年 2 月 26 日 学長宛報告
4-6	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
4-8	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

II. 評価結果

総評
入学者選抜試験実施については、「法科大学院入試・広報委員会」において検討し、教授会で審議・決定していることから適切に運用されている。 出題ミスが生じないための取り組みについても当該年度の教授会で原因の究明及び再発防止策の策定を行い 2014 年度入試では、再発防止策を講じ、慎重に入学試験業務を行った結果、出題ミス等の問題は生じなかった。 また、「2009 年中教審報告」の基準に準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験生は不合格としている点は、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取組として、評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・「2009 年中教審報告」の基準に準拠し、適性試験下位 15%を基本とした基準点を設定し、基準点に達しない受験生は不合格としている点は、著しく適性を欠いた学生の受け入れを制限する取組として、評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	法学既修者の認定等／入学者選抜方法の検証／入学者の多様性

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第25条）。 ※【留意事項】あり	I◎	A	A
4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。	II○	A	A
4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか（「連携法」第2条、「専門職」第19条）。	I◎	A	A
4-12 入学者のうちに法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第53号」第3条）。	I◎	A	

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
4-9 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表については、「法科院基準」の留意事項への対応を含め、以下のとおりである。 法学既修者に対する単位認定については、「既修コース型入試」の法律科目試験に対応した法律基本科目を対象としている。また、法律基本科目はすべて必修科目である。なお、法情報調査等に関する科目の単位認定は行っていない。 「既修コース型入試」の法律科目試験の最低基準点は、「各科目 60%以上の得点を基準とし、総合点で 60%を最低の合格点」とし、「入試要項」及び web サイトによって事前に公表を行った。前回の認証評価時には、この基準を非公開としていたため、問題点の指摘を受けたが、上記のように改善を行った。 法律科目試験の出題形式は、憲法、刑法及び選択科目については論述式としており、民法については、論述式と短答式を併用している。民法の論述式と短答式それぞれの配点は非公開としているが、留意事項が示す「配点の少なくとも半分以上を論述式とすること」に該当する比率ではない。 4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立については、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行っている。例えば、入試説明会アンケート、受験時アンケート等の各種アンケート結果は、広報活動等の効果検証や志願者目標を達成するための企画・提案に反映している。 なお、2014 年度入試においては、募集停止の検討がなされていたため、入試説明会アンケート、受験時アンケートは実施したが、次年度に向けた検証・改善提案は行っていない。 4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮については、自己推薦書に一定の配点を行い、受験生の多様な経歴や社会人経験について、積極的に評価している。また、「標準コース型入試」の「小論文」においても、法律

学の知識を問わないこととしている。 4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合について、2014 年度入試では、75%（該当者 3 人／入学者 4 人）であり、「告示第 53 号」第 3 条第 1 項で求められている 3 割以上であった。
〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-9	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
	（再掲：1-2-①）「2013 年度履修要項」2013 年 3 月
	（再掲：4-2-①）龍谷大学法科大学院「2014 年度法科大学院入学試験問題集」2014 年 3 月
4-11	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

Ⅱ. 評価結果

総評 学生の受入のあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立について、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行い、広報活動等の効果検証や志願者目標を達成するための企画・提案に反映されていることは評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院） 4-9 【問題点】 1) 法学既修者認定試験の合格基準点が公表されていないため、改善が望まれる（評価の視点4-9）。 （改善） →評価の視点 4-9 に記載のとおり改善している。 4-11 【問題点】
--

1) 定員 30 人に削減後も社会人選抜制度等の多様な入学者確保の理念は維持するとのことであるが、他方で上記のとおり法学既修者の入学増加へ向けた制度改定もあり、理念をいかに維持するかが課題となる(評価の視点4-11)。

(改善)

→貴法科大学院においては、定員の削減、入試制度 の変更、社会人枠の撤廃後も、社会人学生の割合が 30～50%となっており、実際に毎年度一定の割合の 社会人が入学していることが確認できる。

したがって、社会人学生の割合の確保がなされていることが認められ、社会人を含む多様な人材を受け入れようとする貴法科大学院の理念が堅持されているものと判断される。

(大学基準協会「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013 年 3 月)

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 4	学生の受け入れ
	入学試験における身体障がい者等への配慮／定員管理／休学者・退学者の管理／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。	II○	A	A
4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか（「大学院」第10条）。 ※【留意事項】あり	I◎	B	A
4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。	II○	A	
4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	A
4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
4-13 入学試験における身体障がい者等への配慮については、身体等に障がいのある受験生に対する「受験上の配慮」を行っている。受験上の配慮を希望する受験生は、出願書類を提出する前にその旨を申し出て、必要な情報を提供の上で所定の書類を提出する。申し出を受けた際には、本学の施設設備で対応可能か否かを検討し、それぞれの障がいの程度に応じた受験特別措置をとることにしている。なお、2014 年度入試においては、該当の申し出はなかった。 4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の適切な管理については以下のとおりである。 2013年度における入学定員に対する入学者数の状況については、入学定員25人に対し15人の入学者数（充足率60.0%）であった。これは、「法科院基準」が示す留意事項の過度の不足の状態にあたる。この対応については、評価の視点4-15で後述する。 収容定員に対する在籍者数の比率については、収容定員63人に対し在籍者数58人（充足率92.1%）であり、「法科院基準」に照らして適性範囲内であった。 4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応については、これまで、入学定員に対する入学者数の大幅な不足が生じた場合、入学定員の見直しとともに入試制度の改革や学費・奨学金制度の見直し等、様々な改革に取り組んできた。 しかしながら、2013 年度第 22 回教授会（2014 年 2 月 5 日開催）は、以下の 4 つの状況・結果を踏まえ、2015 年度以降の学生募集の停止を決定した。

1. 法科大学院を取り巻く外的環境の変化
2. 入学者の確保
3. 定員割れ状況での授業運営
4. 司法試験の結果

(参照：「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 2 月 5 日 学長宛報告）

4-16 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等について、

学生が休学または退学を希望する場合、当該学生は、所定の「願書」を保証人と連署の上で法科大学院教務課に提出し、学生生活主任による面談を受けることになっている。願い出の可否については、「願書」及び「学生面談記録」等に基づき、教務委員会を経て教授会で審議している。一連のプロセスの中で、学籍異動理由の把握については、学生生活主任による面談の際に行っている。

2013 年度の休学及び退学の状況及び理由については、「経済的理由」が 1 人、修学意志の喪失が 1 人、一身上の都合が 1 人の計 3 人であった。なお、休学を経て同一年度内に退学した学生については、「退学」でカウントした。

また、2013 年度の在籍者数に対する休学者及び退学者の比率は 5.2%（休学者及び退学者 3 人／在籍者数 58 人）であり、「法科院基準」が示す留意事項の休学者及び退学者の割合が在籍学生比率で 10%を超える状態にはあたらない。

4-17 学生の受入れを達成するための特色ある取り組みについては、既修コース生については、全員に年額 804,000 円の学費援助奨学金を給付して実質無償化するとともに、標準コース生についても、成績上位者に年額 804,000 円（前年度成績 1 ないし 3 位）・522,500 円（同 4 ないし 6 位）の学業奨学金を給付するほか、全員に学費援助奨学金を給付するなど、経済的負担を軽減している。

また、就学のために下宿等、賃貸物件への居住が必要な学生に、下宿者学業支援奨学金（上限月額 30,000 円）を支給している。このような奨学金を給付することによって、就学に当たっての経済的な困難を軽減させ、多様な学生の受入れを達成しようと取り組んでいる。

上記の取り組みについては、2014 年度入試においてもこれを踏襲した。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
4-13	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
4-15	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月 （再掲：3-11-①）「法科大学院における 2015 年度学生募集の停止及び廃止について（報告）」2014 年 2 月 5 日 学長宛報告
4-16	①法務研究科学籍異動一覧表＜退学・休学＞2013 年 5 月 1 日現在
4-17	（再掲：4-1-①）龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月

Ⅱ. 評価結果

総評
身体障がい者などの受験生に対し、入学試験要項に明示し、事前の申請をもとに「受験特別措置」を行っていることから、受験するための仕組みや体制等が整備されていると評価できる。 貴研究科では、入学定員の見直しとともに入試制度の改革や学費・奨学金制度の見直し等、様々な改革に取り組み、在籍学生数に大幅な不足が生じないための仕組み・体制等が講じられてきたと評価できるが、2013 年度は入学定員 25 人に対し 15 人の入学者数（充足率 60.0%）であった。その点を含む 4 つの状況・結果を踏まえ、2015 年度以降の学生募集の停止を決定している。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・特色ある取組についても「学費援助奨学金」や下宿生に対する「下宿者学業支援奨学金」を支給し、修学に当たって経済的な困難を軽減させ、多様な学生を受け入れようとしている取組は評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 5	学生生活への支援
	学生の心身の健康の保持／ハラスメントへの対応／ 学生への経済的支援／身体障がい者等への配慮／進 路についての相談体制

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	A	A
5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	I ○	A	A
5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	I ○	A	A
5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。	II ○	A	A
5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。	II ○	B	B
5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取り組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
5-1 学生の心身の健康保持については、これを保持・増進するため、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えており、適切に対応している。 なお、昨年度改善点として挙げた「学習相談員制度」の見直しについては計画どおり実施した（2-23参照）。 5-2 ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。同規程では、ハラスメント相談員のほか、すべての教職員が申立ての窓口となっており、相談しやすい体制を整えている。2013年度は、セクシュアル・ハラスメント担当相談員（教職員14人）とセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント担当相談員（教職員13人）が相談に応じている。また、外部弁護士として女性弁護士2人がすべてのハラスメントについて相談に応じる体制を設けている。 学生への周知については、相談方法や相談員の連絡先を記載した案内パンフレット「ひとりで悩まないで相談してくださいーハラスメントに関する相談についてー」を新入生に配付しているほか、学内各所に常時配置し、また掲示等で案内している。 その他、学生間でのトラブルや日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。 5-3 奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備については、以下のような、奨学金制度を整備している。 （1）給付奨学金 ①法科大学院学費援助奨学金

②法科大学院学業奨学金

③法科大学院下宿者学業支援奨学金

(2) その他の奨学金制度等

全学の学生を対象とした給付奨学金制度のうち、家計等の経済的条件が急変した場合には「家計急変奨学生」制度を利用することができる。自然災害等より被害を受けた場合も「災害奨学規程」により授業料相当額の免除等の措置を受けることができる。また、一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足・緊急の出費等があったりした場合には、短期貸付金制度が利用できる。以上の奨学金については、学生部で問い合わせ・相談に応じている。

5-4 身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な指針である「修学支援の方針」及び「障がいのある学生への支援について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている。なお、2013年度には、特別な配慮を要する学生は在籍していない。

5-5 前回、改善点として挙げたキャリア委員会の新設については、予定どおり2013年4月に設置し、学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援を担っている。キャリア委員会の構成は、キャリア主任及び2人のキャリア委員であり、いずれも専任教員が務めている。

キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。その詳細については以下のとおりである。

(1)「就活入門セミナー」の開催

2012年度から在学生及び修了生を対象に「就活入門セミナー」を毎年1回開催している。

(2)就職関係情報の提供

企業や官公庁等から寄せられた就職関係の情報を掲示や電子メールにて修了生や在学生に案内している。

なお、キャリアセンターとの連携は継続課題である。

5-6 学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、前述の法科大学院所属の専任教員による学習相談員制度を始め、専任教員全員がオフィス・アワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制を整えている。希望者には、在学生だけでなく修了生一人ひとりに専任教員が学習相談員として配置されるなど充実した支援体制を整えている。

〔改善すべき点の確認〕前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

- ・相談・支援体制の強化のため、「学習相談員制度」の徹底などにより、学生と教員とのコミュニケーションを深める仕組みを設ける。(5-1)
- ・「キャリア委員会」を新設し、学生支援の充実を図る。(5-5)
- ・学生の進路選択に対し、法務研究科とキャリアセンターの連携体制の確立も検討されては如何だろうか。(5-5)【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

5-5 キャリア委員会において、さらにキャリアセンター及び「ジュリナビ」と連携しつつ、支援ノウハウの蓄積を図る。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
5-1	①「龍谷大学保健管理センター利用のしおり [2013 年度版]」2013 年 3 月
	②「ひとりで悩まないで—学業から就職、生活全般何でも相談してください— [大学生活サポートの相談利用案内]」2013 年 3 月
5-2	①「ハラスメントの防止等に関する規程」2008 年 3 月 21 日制定
	②「ひとりで悩まないで相談してください——ハラスメントに関する相談について」2013 年 3 月
5-3	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」(表 17) 奨学金給付・貸与状況
	①「法科大学院既修（2 年修了）コース学費援助奨学生選考内規」2010 年 2 月 5 日制定
	②「法科大学院学費援助奨学生選考内規」2004 年 7 月 8 日制定
	③「龍谷大学給付奨学生選考細則」2002 年 6 月 6 日制定
	④「法科大学院学業奨学生の選考方法等について<2012 年度以降入学（標準コース）生対象>」2011 年 10 月 5 日改正
5-4	⑤「法科大学院下宿者学業支援奨学生の推薦基準等に関する内規」2010 年 6 月 23 日制定
	①「共に学ぶ、友と過ごす。—龍谷大学が行う障がいのある学生への支援— (案内パンフレット)」2013 年 5 月
5-5	①「学生・修了生向け特別就活入門セミナー開催決定!!」2013 年 6 月 25 日付掲示
	②「ジュリナビ就活セミナーアンケート (集計結果)」2013 年 7 月 17 日 教授会報告
	③卒業生支援センター (キャリアセンター) web ページ < http://career.ryukoku.ac.jp/graduate/gaiyou.html > 最終アクセス : 2014/02/22

II. 評価結果

総評
「学習相談員制度」は、制度変更や指名の呼びかけ等の取り組みにより、利用者が増え、改善の兆しが見えた。実績や指導内容の組織的な把握が不十分である点について、「月報」の提出を求めることにより改善を図ろうとしている点は評価できる。今後は、実績や指導内容などについて組織的に把握し、学習支援が適切に行われているか検証できる体制を構築頂きたい（基準 2-23）。 また、在学生の進路支援に関し、法務研究科内の「キャリア委員会」を中心に支援を行っている点は評価できる。ジュリナビ就活セミナーアンケートでは、一般企業を就職希望先にしている学生もいることから、継続課題となっているキャリアセンターとの連携について早期に解決し、キャリアセンターにおいて就職支援が行われるよう検討願いたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
・ジュリナビ就活セミナーアンケートでは、一般企業を就職希望先にしている学生もいることから、継続課題となっているキャリアセンターとの連携について早期に解決し、キャリアセンターにおいて就職支援が行われるよう検討願いたい。【留意点】
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

III. 大学基準協会からの助言について

助言内容 (法科大学院)
5-3 【問題点】
1) 経済的困難を抱える者に対する学費減免等の措置など、学生に対する経済的支援策を一層拡充する必要がある。特に、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の両方の同時の申し込みが原則として認められないとの運用については、同時申し込みを認める方向で改善することが望まれる(評価の視点5-3)。→ 対応済

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 6	施設・設備、図書館
	教育形態に即した施設・設備／自習スペース／研究室の整備／情報関連設備及び人的体制／身体障がい者等への配慮／施設・設備の維持・充実

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評価形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第17条）。	I◎	A	A
6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。※【留意事項】あり	I○	A	A
6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。 ※【留意事項】あり	I○	A	A
6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	I○	A	A
6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。	II○	A	A
6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備について、法科大学院の教育は、主に紫光館で実施している。

授業のための施設・設備としては、講義室を紫光館2階及び3階に各1室、同4階に4室（模擬法廷を兼ねた大講義室を含む）確保している。講義室の総収容定員は418人である。また、演習室を紫光館3階に4室確保しており、その総収容定員は75人である。

その他の施設としては、紫光館1階にロッカー室及び休憩室、同4階に食堂・談話室、同4階及び5階に会議室各1か所を備えている。

6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保について、自習室の整備状況については、紫光館1階及び2階の深草図書館分室内に185席のキャレルを備えた共同自習室を1室設置している。この共同自習室は、在学生の利用が優先であるが、研究生の利用も可能である。さらに、紫光館4階には研究生専用の共同自習室を2室設置しており、合計77席のキャレルを設置している。これらの自習室は、年間を通じ24時間利用可能である。

また、「法科院基準」は、留意事項として、自習室の座席数について、収容定員と同数程度の座席数が教室から近接した場所に確保されていること及び自習室の利用時間については、図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等にも留意することを求めている。

自習室については、教室と同じ建物内に設置している。また、2013年度の本法科大学院の収容定員は75人であり、研究生数は前期96人であったことから、収容定員以上の座席数を確保している。

安全管理については、共同自習室のある深草図書館分室及び4階共同自習室の入り口は常時施錠している。深草図書館分室に入室できるのは原則として法科大学院学生、研究生及び教職員のみであり、これらの学生、研究生及び教職員

には磁気式カードキーを貸与している。4階共同自習室については暗証番号式の鍵を設置しており、暗証番号の交付を受けた研究生及び教職員のみが入室可能である。

さらに、原則として月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までは、紫光館に守衛員が常駐しており、巡回等を行っている。それ以外の曜日・時間帯については、守衛員が常駐する紫英館への内線電話機を設置することで対応している。また、センサーが異常を感知すると、警備会社の係員が駆けつける遠隔監視システムについても導入しており、安全確保に留意している。

その他の自主学习スペースとしては、紫光館1階の深草図書館分室内にグループ自習室として利用できる共同学習室（10人収容）を3室設置しており、年間を通じて24時間利用可能である。このほかにも、授業の利用がない場合には、紫光館内の講義室及び演習室の貸出を行っている。貸出時間は、午前8時から午後9時30分までである。

6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室の用意について、すべての専任教員には、紫光館及びこれに隣接する至心館に、平均面積23.9㎡の個人用研究室を用意している。紫光館は、法科大学院の教室、自習室及び教務課事務室等が配置されている建物であり、研究室の配置でも、これらとの一体性が考慮されている。

学生からの個別相談に応じる機会の確保については、オフィスアワー等を設定し、そのためのスペースについては、研究室内に確保している。

6-4 情報インフラストラクチャーの整備について、ハード面については、全学生に1人1台のノート型パソコンを無償貸与し、それぞれにメールアドレスを付与している。

紫光館内には無線LAN設備を設置するとともに、共同自習室を併設する深草図書館分室には、インターネット端末を8台設置している。また、貸与パソコンと接続可能なプリンターを、深草図書館分室内と、休憩室にそれぞれ1台設置している。このほか、講義室201及び講義室301には、授業収録システムを設置している。

ソフト面については、「法科大学院ポータルサイト」を開設している。学生は、このサイトにアクセスすることにより、各種の連絡事項を確認できるほか、このサイトを経由して関連サイトへのアクセスもできるようになっている。

eラーニングシステムはNEC社製の「i-Collabo.LMS」を導入している。このシステムは、①教材の配信、②小テストの実施、③出欠の確認、④課題提出等が可能となっている。授業収録システムを用いて収録した動画のストリーミング配信についても行っている。収録対象は、法律基本科目のうち、講義科目であり、学生の復習に役立てることを目的としている。

法情報データベースについては、TKC社提供の「ローライブラリー」及びエル・アイ・シー社提供の「LI 統合型法律情報システム」の利用が可能である。これらのデータベースについては、図書館が提供元各社と契約し、学生・教職員にサービスを提供している。

その他の全学的な情報インフラとしては、基幹事務システムと連動した「ポータルサイト」がある。学生は、このサイトによって休講・補講情報及び学内各部署からの各種情報の提供を受けられるほか、履修登録・履修辞退に関する届出手続及び時間割・学業成績の閲覧等ができる。

教員についても、全学の「ポータルサイト」を通じて学内各部署から各種情報の提供を受けることが可能である。また、採点報告の提出及び受講者照会等の機能についても利用することができる。

また、情報インフラストラクチャーを支援する人的体制については、紫光館内に「法科大学院情報メディア室」を設置し、専門スタッフを配置している。当該事務室の業務取扱時間は平日の午前9時から午後6時までであり、各種設備及びシステム等の情報インフラに係る保守管理業務並びに学生及び教員に対する支援業務を行っている。

6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備については、紫光館に車椅子対応のエレベーター、トイレを設置している。また、固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を1席確保している。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮について、学生の学習スペースでもある深草図書館分室は、当初は図書館の開館時間に合わせた利用時間となっていたが、学生からの要望に応え、2005年7月より24時間運用を開始した。その際、無資格者や部外者の立入りを排除し学生の安全や施設の保全を図るために、セキュリティカードによる入館システムを導入した。

また、学生の要望を受けて、有料プリンターを深草図書館分室に1台、1F休憩室に1台設置したことにより、必要な資料の印刷も可能になっている。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
6-1	①紫光館教室見取図（「2013 年度履修要項」より抜粋） 「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 19）講義室、演習室等の面積・規模
6-2	「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 19）講義室、演習室等の面積・規模
6-3	①個人研究室について（「研究支援ガイド」より抜粋） 「2014 年度 自己点検・評価用法科大学院基礎データ」（表 21）教員研究室
6-4	①「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」2005 年 4 月 6 日制定

II. 評価結果

総評 授業のための施設や自主学習を支援する施設、その他食堂・談話室、休憩室などが、同じ建物内にあり安全管理についても十分な対応がなされている。また情報インフラとそれを支援する人的体制も整っていることから良好な環境と判断する。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 6	施設・設備、図書館
	図書等の整備／閉館時間／国内外の法科大学院等との相互利用／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。※【留意事項】あり	I ○	A	A
6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。 ※【留意事項】あり	I ○	A	A
6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。	II ○	A	A
6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備については、紫光館に深草図書館分室を設置し、法科大学院学生及び教員に対する各種資料の提供に対応している。 図書資料等については、深草図書館分室は、2014年3月31日現在で、約37,000冊の図書資料及び約390タイトルの雑誌を所蔵している。 図書資料の収集は、法学の専門知識を有するロー・ライブラリアンが、定期的にインターネット、出版情報誌、一般誌及び新聞記事等から情報収集を行い、選書している。また、教員とロー・ライブラリアンとの情報交換についても随時行っている。 電子媒体による資料については、「判例体系」、「法律判例文献情報」、「現行法規」、「官報情報検索サービス（ただし図書館員による代行検索）」、「Lexis.com」及び「ユリスオンライン」などの法学系のデータベースを提供している。また、本学独自の法学系データベースとして、「新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE」を深草図書館分室とロー・ライブラリアンが協働して開発し、無料で一般に提供している。 6-8 図書館の開館時間の確保について、深草図書館分室は、セキュリティシステムの導入により安全を確保しつつ、開架図書については、年間を通じて24時間利用できる環境を整えている。 カウンター業務は、授業期間中及び試験期間中は、平日は午前9時から午後9時45分まで、土曜日は午前9時から午後5時まで行っている。また、深草図書館は、日曜日も午前10時から午後5時まで開館している。 6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備について、本学は公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、参加大学の図書館の約8割は学生証・教職員証のみで利用できる。大学コンソーシアム京都参加校以外の大学図書館資料を利用するには、本学図書館で紹介状を発行し、直接当該図書館に行く方法と、資料を取り寄せて利用する方法とがある。資料を取り寄せて利用する場合には、中央図書館である深草図

書館を通じて取り寄せ、深草図書館で閲覧・複写できるようになっており、現在のところ学習・教育・研究上の大きな不便はない。

なお、昨年度「留意点」と指摘された「専門領域に対する相互利用という視点に立った、国内外の法科大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用を検討する上で、研究部や図書館事務部と調整」については、募集停止の検討がなされていたため行っていない。

6-10 施設・設備の整備に関する特色ある取り組みについては、評価の視点 6-4 で既述したとおり、e ラーニングシステムの整備により、教職員・学生間の双方向的な交流が可能になっており、教育の質の向上にとって有効に機能している点が挙げられる。

また、他の特色としては、修了生が継続して学習できるよう、2008 年度から研究生制度を設けている。研究生には、24 時間利用可能な専用の共同自習室（紫光館 4 階）に個人用キャレル 77 席及びロッカー 77 人分を設置し、パソコンを引き続き無償で貸与している。

〔改善すべき点の確認〕 前
回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

6-9
【改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）】
○専門領域に対する相互利用という視点に立った、国内外の法科大学院・研究機関等との学術情報・資料の相互利用を検討する上で、研究部や図書館事務部と調整して頂きたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
6-7	①図書・学術情報に関する事項（2013（平成 25）年度事業報告書<資料編>より抜粋）
	②法令・判例・法律雑誌検索系データベース web ページ < http://rwave.lib.ryukoku.ac.jp/hp/data/index.html#a04 > 最終アクセス：2014/05/26

II. 評価結果

総評

図書館における各種資料の計画的・体系的な整備については、深草図書館分室を同一建物内（紫光館）に設け、図書資料や雑誌も十分に整備していると言える。

また図書資料の収集については、教員とロー・ライブラリアンが情報交換を行い選書している点、学習用図書を配架している「開架書庫 1」を 24 時間利用できる環境を整えている点は、利用者の視点から評価できる。

施設整備における特色ある取組として、e ラーニングシステムの整備、また修了生が継続して学修できる研究生制度を設け、24 時間利用可能な専用共同自習室に個人用キャレルやロッカーを設置し、パソコンを無償貸与していることなどは、評価できる。

伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・図書資料の収集については、教員とロー・ライブラリアンが情報交換を行い選書している点、学習用図書を配架している「開架書庫1」を24時間利用できる環境を整えている点は、利用者の視点から評価できる。 ・施設整備における特色ある取組として、eラーニングシステムの整備、また、修了生が継続して学修できる研究制度を設け、24時間利用可能な専用共同自習室に個人用キャレルやロッカーを設置し、パソコンを無償貸与していることなどは、評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 7	事務組織
	適切な事務組織の整備／事務組織と教学組織との関係／事務組織の役割／事務組織の機能強化のための取組み／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか（「大学院」第35条）。 ※【留意事項】あり	I◎	B	B
7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。	I○	A	A
7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。	II○	A	A
7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。	II○	A	A
7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

7-1 事務組織の整備と職員配置について、独立研究科である法科大学院の教務については、法科大学院教務課が所管している。法科大学院教務課の職員配置は、専任事務職員4人（うち、1人は課長）、嘱託職員3人及びアルバイト職員1人の合計8人である。なお、嘱託職員のうち、1人はロー・ライブラリアンである（7-5 参照）。このほか、法科大学院教務課に近接して「法科大学院情報メディア室」を設置しており、業務委託契約に基づく2人の専門スタッフが常駐し、ITに関する環境整備を担っている（6-4 参照）。

このように、人員配置については、2013年度の在籍者数が58人であり、専任教員数が16人であるところ、管理職を含む8人の事務職員を配置していることから問題はない。

なお、前年度評価時に「留意点」として指摘を受けた、「業務ごとのマニュアル・テキストの整備」については、法科大学院の募集停止の是非が全学的に検討されていたため、進めることができなかった。今後、業務の定型化と効率化については、研究科の廃止までの間、必要に応じて行う。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携については、以下のとおり対応している。

①管理運営について、教務課員は、各種の会議体に出席又は陪席しつつ、必要な支援を行っている。

②教育活動支援について、法科大学院教務課では、教材印刷、学期末の課題研究レポートの提出受付及びTAの勤務時間管理業務等を行っている。他方、eラーニングに関する教員サポートについては、法科大学院情報メディア室が担っている。また、これらの事務室と法科大学院教員の研究室は、隣接する紫光館・至心館に配置されており、事務組織と教学組織との有機的な連携が可能となっている。

③研究活動支援については、全学的な研究支援の枠組みの中で研究部が所管しており、日常業務については、紫光館・

至心館エリア内で対応可能なよう、配慮されている。また、研究支援又は図書館の運営を審議する全学の会議体の運営でも、担当事務組織の部課長と法科大学院教員がともに構成員として参画する体制が整備されている。 7-3 事務組織としての企画・立案機能について、法科大学院教務課は、必要な情報を収集するとともに、収集したデータを分析することにより、企画・立案を行っている。教務課による情報収集としては、国、関係機関及び他法科大学院等の web サイトに掲載される情報を定期的に確認するなどの取り組みが挙げられる。このように収集した情報は、関係教員に配信しているほか、様々な内部情報と総合・分析し、企画・提案につなげている。 7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上について、専任事務職員は「学校法人龍谷大学就業規則」および「事務職員研修要項」に基づき、各種研修を受講している。嘱託職員についても、「嘱託職員研修要項」に記載のとおり、各種研修制度を整備し活用している。 また、専任事務職員については、「評価制度」により、部署目標を設定した上で、職員が自身の「能力」を客観的に把握し、優れた点の伸長と努力課題の改善とを行いつつ、資質・能力向上を図っている。 7-5 事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組みとしては、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置しており、学生及び教員に対して法情報教育に関する専門的な支援を行っていることが挙げられる。ロー・ライブラリアンは、通常は学生の自習室スペースと一体となった深草図書館分室に勤務しており、その業務内容は、法情報の収集・整理・発信等である。また、学生及び教員からの相談（レファレンス）にも応じている。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
【改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）】 業務の定型化と効率化に向けた「業務毎のマニュアル・テキストの整備」に努めていただきたい。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
7-3	①龍谷大学法科大学院教務課「法科大学院関連ニュース（2013.07.19）」2013年7月19日付け電子メール
7-4	①学校法人龍谷大学就業規則
	②専任事務職員研修要項（2013年度版）
	③嘱託職員研修要項（2013年度版）

Ⅱ. 評価結果

総評
管理職を含む事務職員 8 名、IT に関する環境整備を担う専門スタッフ（業務委託）2 名を配置していることから、人員配置として問題ないと判断する。 事務組織としての企画・立案機能については、国や関係機関及び他法科大学院等の web サイトの情報を定期的に確認することにより収集したデータを分析し、企画・立案につなげている点、事務職員については部署目標を設定した上で、職員が自身の能力を客観的に把握し、伸長と改善を行いつつ、資質・能力向上を図っている点は今後も継続し、啓発・向上に努めて頂きたい。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 8	管理運営
	管理運営体制等／法科大学院固有の専任教員組織の長の任免／関係学部・研究科等との連携／財政基盤の確保／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	I ○	A	A
8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。※【留意事項】あり	I ◎	A	
8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	I ○	A	A
8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	I ○	A	A
8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	I ○	A	A
8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。	II ○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
8-1 この点に関して本学では、専門職大学院の教授会の設置を「学則」第51条に定め、同第52条に審議・決定事項について定めている。これを踏まえて本法科大学院では、その運営の細目について、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めて対応している。 教授会の下に設置する各種委員会については、前回評価において、運営内規が存在しない状況について指摘を受けたため（【努力課題】）、「委員会内規」を制定し（2012年11月7日制定）、運用している。 また、各種委員会のうち、「FD委員会」については、「FD規程」第2条ないし第4条で細目を定めている。「法科大学院自己点検・評価委員会」についても、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」で細目を定めている。 なお、「情報公開委員会」については、2013年度当初は「委員会規程」に規定がなく、「情報公開内規」第7条を根拠に設置していた。しかし、2013年度第23回教授会（2014.2.19開催）では、「委員会内規」の改正が承認され、「情報公開委員会」についても、当該内規上での位置づけがなされることになった。 したがって、管理運営に関する規程等の整備については、教授会及び各種委員会の設置及び運営に関する明文の定めが整ったことから、適切に対応している。 8-2 管理運営体制等に関しては、「学則」第51条第1項に基づき、固有の「法科大学院教授会」を設置している。その審議・決定事項については、「学則」第52条に定めがあり、全学的に決定する事項を除く重要事項を審議・決定することになっている。 このように、教授会が審議・決定権限を有する事項については、全学規程である「学則」に明文化されており、専任

教員組織である教授会に、意志決定の機会が制度的に保障されており、その決定が制度的に尊重されているといえる。

8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」で定めており、これに則り適切に行っている。

8-4 この点に関して、法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している。

8-5 本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的发展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

8-6 管理運営の機能・在り方等の充実を図るための特色ある取り組みとしては、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体が、組織的にかつ恒常的に相互の連携協議を重ねるために、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している。

〔改善すべき点の確認〕 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。

特になし。

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。

特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。

特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
8-1	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可 ①「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」2005年4月20日制定 （再掲：4-5-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定 ②「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定
8-2	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
8-3	①「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」2004年4月28日
8-4	①「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申合せ」2007年4月11日制定
8-5	①『「龍谷大学財政基本計画」の改訂について」2010年7月15日 評議会承認
8-6	（再掲：8-4-①）「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申合せ」

Ⅱ. 評価結果

総評
前回評価において努力課題とされていた各種委員会の運営内規を制定し、管理運営に関する規程等の整備がなされ、運用されていることは評価できる。 特色ある取り組みとして、法科大学院と関係する法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成し、相互に密接な関連を有することから、定例協議の場として「三者協議会」を設置し、対応している。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 *各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準9	点検・評価等
	自己点検・評価／評価結果等に基づく改善・向上／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条）。 -----	I◎	A	B
9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか（「学教法」第109条）。 ※【留意事項】あり	I◎	B	
9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。 -----	I○	A	B
9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。	I○	B	
9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と実施については、以下のとおりである。 組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。また、当該委員会は、全学組織である「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度」及び「教員活動自己点検」の2制度を2011年度から毎年度実施している。 9-2 自己点検・評価の結果の公表について、2009年度法科大学院認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。 また、全学的に実施している自己点検・評価の結果は「全学的課題一覧」としてwebサイトに公表している。この制度では、シートそのものの公開はせず、「全学的課題一覧」として整理して公開するものであり、「大学基準」（大学基準協会）に照らして十分な内容であるとの評価を受けている。しかしながら、法科大学院としては「法科大学院基準」を充足するためには不十分な点があると判断し、独自に評価結果を含む全シートを公開することを2014年度の課題とすることを確認した。 9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、法科大学院では、大学評価支援室が策定する実施要領に基づき、以下のとおり実施することで対応している。 ①法科大学院は、「法科大学院自己点検・評価委員会」の統轄の下、自らあらかじめ設定した評価項目・点検項目に基づいて前年度の自らの活動を点検・評価し、活動状況、成果及び改善課題等を基準ごとに「自己点検・評価シート」にまとめる。

- ②「自己点検・評価シート」にまとめられた点検・評価結果については、大学評価委員会による評価を経て、全学大学評価会議で最終的な学内評価が行われる。その結果については、「改善勧告」、「努力課題」又は「留意点」の提言が付され、法科大学院にフィードバックされる。
- ③「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出する。

また、法科大学院認証評価で「勧告」及び「助言」があった場合にも、その指摘事項について、どのように改善に努めているかを全学大学評価会議に対して、毎年度、報告する仕組みを構築している。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。

(1) 自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、「自己点検・評価シート」に対する全学大学評価会議による評価の結果、「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出することになっている。

このような仕組みの下、2012年度の活動を評価対象として2013年度に実施した自己点検・評価では、法科大学院として2件の「努力課題」と22件の「留意点」の指摘を受けた。指摘を受けた2件の「努力課題」については、いずれについても2013年12月に「改善計画書」を提出して改善に取り組み、2014年3月には「改善報告書」を提出した。

(2) 認証評価機関からの指摘事項への対応

大学基準協会による「2009年度認証評価結果」の指摘への対応については、「2009年度 認証評価結果への対応状況一覧」のとおりである。2009年度には5項目の「勧告」及び12項目の「問題点」を指摘されており、そのうち、勧告の第1項目については、2012年度まで毎年、開講状況及び検討状況に関する報告書を提出した。また、それ以外の項目についても改善に取り組み、2012年7月には「改善報告書」を提出した。この報告に対しては、2013年3月に「改善報告書検討結果」としてのフィードバックを受けており、「勧告」の第3項目及び「問題点」の第6項目については、改善が不十分である旨、指摘を受けている（表 36）。

これらの事項に対するその後の改善状況については、本報告書の評価の視点2-26及び2-34を参照されたい。

(3) その他の自己点検の結果への対応

昨年度「留意点」として指摘された「授業アンケート」や教員相互の「授業参観」等に基づく自己点検・評価が、授業改善・教育環境の改善につながっているかを点検する」仕組みについては、以下のとおりである。

「授業アンケート」については、その結果に対して授業担当者にコメントを求めており、各授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題が確認できる。また、2013年度には教育課程の改正に際して、アンケート結果を議論の参考にした例もあった。

「授業参観」については、参観実施後、授業を参観した教員が「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」では、これらの結果を踏まえて、アンケート結果の分析と教育改善のためのフィードバックを行う。

なお、FD体制の詳細および具体的な改善事例等については、2-39、2-40、2-41、2-42 を参照されたい。

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組みについては、以下のとおりである。

評価の視点9-3で既述したとおり、法科大学院として実施した自己点検・評価については、大学評価委員会が第三者的立場から評価を行い、最終的に学長が議長を務める全学大学評価会議で評価が決定される。この際、改善すべき点として明らかになった課題については、「改善勧告」、「努力課題」、「留意点」の提言を付して当該組織にフィードバックする。その内、「改善勧告」と「努力課題」となった課題については、何時までに、何を、どのように実施するかについて記述する「改善計画書」の提出が求められる。その後、改善を終えた際に、改善状況を示す具体的な根拠とともに、「改善報告書」を提出する制度となっている。

【改善すべき点の確認】 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
【改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）】 ・「授業アンケート」や教員相互の「授業参観」等に基づく自己点検・評価が、授業改善・教育環境の改善につながっているかを点検することが必要である。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
9-2 自己点検・評価の結果の公表について、「全学的課題一覧」の公開のみでは「法科大学院基準」に照らして、不十分な点がある。そのため、評価結果を含む全シート公開を前提に、2014（対象年度：2013）年度自己点検・評価を実施する。また、全シート公開について、大学評価会議に提案し、その承認を得る。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
9-1	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	①「龍谷大学内部質保証のあり方について」2011年3月24日 部局長会承認
	②「大学評価に関する規程」2003年11月27日制定
	（再掲：4-5-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定
	③「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月
	④「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート＜法科大学院＞（様式）」2013年5月
9-2	①法科大学院 web ページ「自己点検・評価報告書の公表について」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html > 最終アクセス：2014/03/20
9-3	（再掲：9-1-③）「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月
9-4	①「2009年度 認証評価結果への対応状況一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
自己点検・評価については、大学全体として取り組む「自己点検・評価制度」「教員活動自己点検」の二本柱を軸に法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づき毎年度実施している。今後も継続して実施願いたい。 また、その結果公表について、「全学的課題一覧」の公表のみでは、不十分との見解から全シート公開を提案している点については、法科大学院が掲げる情報の公開に関する内規の目的「教学に関する業務の適正な運営を図り、もって、法科大学院における教育の効果を高めるとともに、社会に対する説明責任を適切に行う」に沿っており、評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・「全学的課題一覧」の公表のみでは、不十分との見解から全シート公開を提案している点については、法科大学院が掲げる情報の公開に関する内規の目的「教学に関する業務の適正な運営を図り、もって、法科大学院における教育の効果を高めるとともに、社会に対する説明責任を適切に行う」に沿っており評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 ＊各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）

9-1 【問題点】

- 1) 自己点検・評価活動自体の意義付け・実施形態等において、なお不十分であり、恒常的な自己点検・評価のために、独自の評価項目の設定および検証・改善のための手法を開発する必要がある(評価の視点9-1)。→ 対応済

「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月

貴法科大学院が、自己点検・評価活動自体の意義 付けの明確化、実施形態の確立、恒常的な自己点検・ 評価のための評価項目の設定及び検証・改善のための手法開発を行ってきたことが認められ、概ね改善がなされているものと判断される。なお、今後は、恒常的な自己点検・評価の実施や、内容の充実に向けた更なる取組みがなされることが望まれる。

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準 10	情報公開・説明責任
	情報公開・説明責任／特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2）。※【留意事項】あり	I◎	A	A
10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか	I○	A	
10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。	II○	A	
10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。
10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、「法科院基準」が留意を求めるすべての情報を、web サイト若しくは刊行物又はその両方を用いて公開している。したがって適切に対応している。 10-2 関連規程については、全学規程の制定を踏まえて独自の「情報公開内規」を制定している。また、組織体制についても「情報公開委員会」を設置している。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。 ただし、「2009 年度認証評価」での指摘を契機に判明した「入試要項」の記載内容に係る問題点については、2014 年度版でも実態と異なる記述となっている。しかし、この点については訂正文書の送付により、対応済みである。 10-3 「評価の視点 10-2 で既述した「情報公開内規」の第1条には、内規制定の目的の一つとして、社会に対する説明責任を適切に果たすことを掲げており、この目的にしたがい、各種情報の公開に取り組んでいる。 10-4 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取り組みについては、2011 年度から web ページをリニューアルし、受験生や在学生等に対する情報公開の充実を図った。リニューアルに際しては、修了生のコメントや図表および画像等を積極的に用い、本法科大学院の特色や活動状況がよりわかりやすく伝わるよう、工夫を凝らした。 なお、前回評価時に指摘のあった（【留意点】）、法情報書誌データベース「R-LINE」のアップデートについては、2013 年度中に改善した。
[改善すべき点の確認] 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。 ・法情報書誌データベース「R-LINE」のアップデートについて改善する。（10-4）【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
特になし。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
10-1	（再掲：8-1-②）「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012 年 10 月 3 日制定
	①法科大学院 web ページ「情報公表」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html > 最終アクセス：2014/02/22
	②「組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の状況一覧」2014 年 2 月 14 日現在
	（再掲：4-4-②）法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html > 最終アクセス：2014/02/22
10-2	①「学校法人龍谷大学情報公開規程」2011 年 3 月 28 日制定
	②「情報公開規程に関する細則」2011 年 3 月 28 日制定
	（再掲：8-1-②）「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012 年 10 月 3 日制定
	③「個人情報の保護に関する規程」2002 年 10 月 10 日制定
	（再掲：4-1-①）「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月
10-4	④「『入学試験要項』記載の個人情報の取り扱いについて」2014 年 2 月 20 日付文書
	①法科大学院 web サイト「龍谷大学法科大学院（トップページ）」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/index.php > 最終アクセス：2014/02/22
	②「新法・改正法解説記事誌情報検索 R-LINE」 < http://www.ryukoku.ac.jp/apps/opac.lib.ryukoku.ac.jp/rline/ >

II. 評価結果

総評
法科大学院独自の「情報公開内規」を制定し、web サイトや刊行物等を用いて多くの情報を公開している。また、2014 年度（対象年度 2013）自己点検・評価結果についても情報公開の観点から全シート公開を提案していることから、適切に情報公開を行い、規程及び体制は整備されていると判断する。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）

10-2 【問題点】

- 1) 現在検討段階にある情報公開規程について、今日の状況に沿った情報公開規程が着実に作成・公表されることを期待したい(評価の視点 10-2)。 → 対応済
- 2) 入学が決定していない時点で、入学試験合格者の氏名・住所という重要な個人情報を本人の同意もなく、第三者である保護者会等の関係団体に提供することは、個人情報保護の観点から問題であるため、入学手続き者に限定し、かつ本人の明示的な同意を得たうえで行うなど、改善が求められる(評価の視点 10-2)。 → 対応済